

大阪学院大学

国際学論集

第31巻第1・2号 2020年12月

論 説

首都防衛における淮軍について —1870年以後の朝廷と盛軍の關係を中心に—	根無 新太郎—— 1
ロシアの旅順・大連湾租借の一側面	広野 好彦—— 31
会員業績.....	59

大阪学院大学国際学学会

首都防衛における淮軍について －1870年以後の朝廷と盛軍の關係を中心に－

根 無 新太郎

The Huai-jun Garrison in the Capital's Outer Defenses: Focusing on the Relationship between the Imperial Court and the Sheng-jun from 1870

NENASHI SHINTARO

ABSTRACT

After the Tianjin Massacre of 1870, the Qing imperial court appointed Li Hong-Zhang (李鴻章) as Viceroy of Zhili (直隸). When Li assumed this office, the Huai-jun (淮軍), which was a New Army under his direct command, also moved to Zhili with him. In this way, the Huai-jun became increasingly integrated into the defensive lines around the capital, Beijing.

Amid a number of diplomatic crises, the Huai-jun garrison gradually expanded the camp. Eventually, the army became the critical element in the capital's outer defenses. It lasted for around 25 years, until Li Hong-Zhang's downfall following China's defeat in the First Sino-Japanese War.

The largest and toughest of the Huai-jun's units was the Sheng-jun (盛軍). Commanded by General Zhou Sheng-Chuan (周盛傳), this unit was continuously stationed in the capital's defensive outposts of Xiaozhan (小站) and Machang (馬廠). As such, it was indispensable to the defense of the capital. Yet despite its importance, the Sheng-jun was extremely unstable.

Trouble first arose in 1877, when a mutiny occurred in the Sheng-jun and Yong (勇) deserted. The incident was allegedly a reaction to General Zhou Sheng-Chuan's embezzlement and exploitation. Li Hong-Zhang, as overall commander of the Huai-jun, dismissed the charges against General Zhou Sheng-Chuan. However, there were later impeachments concerning embezzlement and exploitation in the Sheng-jun.

In response to these impeachments, the Qing imperial court left the investigation entirely to Li Hong-Zhang. Ultimately, Zhou Sheng-Chuan was not accused of a crime, and Sheng-jun continued to be stationed in the same area. It was reasoned that, even if mutinies or escapes were to occur, they would head to their homeland.

In 1882, more impeachments were brought due to embezzlements. At the same time, however, it was feared that, in case of emergency, the Sheng-jun would commit mutiny and threaten the security of Beijing. Thus, while the court regarded the Sheng-jun as essential to the defense of Beijing, it realized that the troops were a potential security threat to the capital.

Moreover, during the impeachments in 1884, it was indicated that Zhou Sheng-Chuan was beyond the control of even Li Hong-Zhang. This development prompted the imperial court to completely alter its attitude; rather than entrusting the matter to Li Hong-Zhang as before, the court investigated the Sheng-jun directly. During this time, China was in the midst of the Sino-French War, and the imperial court had regarded the Sheng-jun as a clear threat to the dynasty.

After the Sino-French War ended, when peace in Zhili and the surroundings of Beijing worsened due to disarmament, the Sheng-jun remained the core component of the capital's defenses. However, the imperial court remained no less wary of the Sheng-jun, and its misgivings were laid bare during emergency times following the First Sino-Japanese War. During the war, the court replaced the Sheng-jun with the Ding-Wu-jun (定武軍) in the capital's defensive outposts of Xiaozhan and Machang. The Ding-Wu-jun was created by and positioned under the direct command of the imperial court. In this sense, the imperial court was taking control of the capital's defense.

This paper examines the capital's outer defenses at the time, focusing on the actions of the Sheng-jun and the imperial court's reaction to them. In this way, the paper aims to obtain insights into the relationship between the central imperial court and peripheral administration in the Late Qing.

はじめに

19世紀後半、太平天国や捻軍といった反乱に見舞われた清朝では、それらの鎮圧に勇（義勇兵）と、その勇を組織した部隊である勇営が多く用いられた。これらの勇営において、その維持費や人員の徴収は領袖が自らの裁量で行う必要があった。そのため、各地でその裁量を増すことができるように、領袖たちは督撫（総督と巡撫）などの地方官に任命されていく。領袖と勇営の主なものには、曾國藩の湘軍、李鴻章の淮軍、左宗棠の楚軍などがある。

こうした督撫たちの出現に関しては「督撫専政」や「督撫重権」等と称されてきた。そして、その権力形態が地方分権、割拠的なものであったのか否か、中央（朝廷）と地方（督撫）の対立があったのかについて、これまでに議論が行われてきた¹⁾。しかし、これらの議論は督撫の権力基盤である勇営の制度的沿革についての解明に力点が置かれている。そのため、督撫や勇営の動向については詳細であるものの、それらと朝廷との関わりや朝廷の側から見た督撫の在り方については十分に顧みられてきたとは言えない。つまり、朝廷の立場や動向が明確に論じられていないのである。

ところで、1870年に起こった天津教案により、清朝はフランスとの戦争の瀬戸際に至った。そこで朝廷は李鴻章及び淮軍に直隸省への来援を命じた。この中で李鴻章は直隸総督に就任した。また、来援した淮軍も李鴻章と共に直隸省での駐留を続ける。当然のことながら、この駐留地の拡大は李鴻章の独断によるものではない。朝廷の支持の下で行われたものであった。そして、李鴻章の直隸総督在任と淮軍の駐留は、日清戦争による敗退

1) 紙幅の都合上、本稿では以下の代表的なものを挙げるにとどめる。地方分権、割拠と見るものとして、羅爾綱「中国近代兵為將有的起源」鍾文典選編『羅爾綱文選』広西師範大学出版社、1999年（初出は『中国社会経済史集刊』第5巻第2期、1937年）。この他、同様の見解のものとして、羅氏には『湘軍新志』商務印書館、1939年、『湘軍兵志』中華書局、1984年がある。地方分権、割拠を否定するものとして、王爾敏『淮軍志』中央研究院近代史研究所、1967年がある。また、督撫権力をめぐる研究史については、李細珠『地方督撫与清末新政 晚清権力格局再研究（増訂版）』社会科学文献出版社、2018年、440～442頁を参照。

まで、およそ四半世紀に亘って継続する。こうした朝廷の支持と、李鴻章自身の力量、そして淮軍という武力により、およそ20年余りの安定が、清朝はもちろん、極東に齎されることとなる²⁾。

だが、ここで看過してはならないのは淮軍の性質である。元来、淮軍は捻軍と性質を同じくする「武装中間団体」であった。端的に言えば、「武装中間団体」のうち、体制側になびいたものが淮軍、反体制側にあったものが捻軍ということになる³⁾。

こうした性質の淮軍を組み入れた首都防衛の実態について、先に筆者はそれが北京を中心とした同心円状、重層的なものであると述べた。つまり、淮軍の駐留は外周部に限定され、朝廷は淮軍が直接に北京を防衛することを許容しなかったこと、そして、内周部及び北京に配された直隸練軍と神機營の正規兵によって淮軍が監視、牽制されていたというものである。このように神機營、直隸練軍（兵）と淮軍（勇）の軍事バランスが保たれることで、直隸省や北京といった地域の安定が齎されていたのであった⁴⁾。

さて、先述のように李鴻章の直隸総督在任は日清戦争による敗退まで続いた。この間にあって、淮軍は直隸省の各地へとその駐留地を拡大していく。これは、天津教案以後の対外問題、すなわち、日本による台湾出兵、ロシアによるイリ地方の占領、清仏戦争などに備えるためであった。

このような淮軍の駐留地、特に1870年より日清戦争までのその推移については、羅爾綱氏や王爾敏氏、波多野善大氏、スペクター氏によってこれまでも論じられてきた⁵⁾。

2) 岡本隆司『李鴻章－東アジアの近代』岩波書店、2011年、166頁。同、「清末の対外体制と対外関係」飯島渉 久保亨 村田雄二郎編『シリーズ20世紀中国史(1) 中華世界と近代』東京大学出版会、2009年。

3) 岡本、前掲書、80～82頁。

4) 拙稿「1860年代における神機營について－清末の北京朝廷と地方督撫に関する一考察－」『史林』第98巻第4号、2015年。「1860年代、清朝中央による首都防衛構想について」『東洋学報』第99巻第4号、2018年。

5) 羅爾綱『晚清兵志 第1巻 淮軍志』中華書局、1997年、72～77頁。王爾敏、前掲書、354～361頁。波多野善大『中国近代軍閥の研究』河出書房新社、1973年、78～85頁。Stanley Spector, *Li Hung-chang and the Huai Army*, Seattle: University of Washington Press, 1964, pp.140-151.

これらの先行研究によって、当該期の淮軍の規模や駐留地に関しては明らかにされている。だが、こうした先行研究は、いずれも淮軍の領袖であった李鴻章の政治、財政、軍事上の権力の拡大を解明することを目的としている。そのため、朝廷と李鴻章の関係に触れることはあっても、上述のような淮軍の性質を考慮した上での、朝廷と淮軍の関係が十分に論じられてはいない。

そこで本稿では、これらの点を踏まえ、1870年から日清戦争までの淮軍、その中でも特に盛軍に焦点をあて、その駐留地の変遷や実態について考察する。これは、盛軍を率いた周盛傳が自ら年譜を著しており、その動向が淮軍の中でも比較的に把握し易いこと、また、李鴻章が特に盛軍を「畿輔を拱衛するの師」と位置付けていたことによる⁶⁾。

その上で、盛軍を朝廷がどのように見、更に如何なる対応を行っていったのかを論じる。そして、盛軍の変遷と朝廷の動向を、筆者がこれまで論じてきた重層的な首都防衛体制の中に位置付け、李鴻章と淮軍の下でのおよそ20年に亘る安定期の実態を朝廷の側から見直していくこととしたい。

このように当該期を朝廷の側から見直すことは、「督撫専政」における朝廷の立場や動向の解明、更には、日清戦争後にそれがなぜ破綻していくのかを理解することにも繋がるものと思われる。

第1章 「淮軍最大の軍」⁷⁾としての盛軍

まず本章では、1870年以後の淮軍、特に盛軍が如何なる経緯を辿ったのかについて、その概略を先学の研究に依拠しながら述べることとする。

盛軍を指揮した周盛傳は、安徽省合肥西郷の出身である。周氏はその地の土豪であった。だが、太平天国の進撃を受け、自衛のため、1850年代には近隣、同族の壮丁を集めて団練を結成する。やがて、周盛傳は、1861年末より淮軍を組織し始めた李鴻章の呼びかけに応じ、兄の周盛波と共に団練を率いて淮軍に参加した。ここに淮軍の一部として盛軍が誕生した。盛

6) 『李文忠公全集』奏稿卷17「會商銘軍赴陝分撥各軍摺」同治9年10月24日。

7) 『清史稿』卷416列伝203周盛波伝。

軍では将官の大部分が周盛伝の同族で占められており、「周家軍」とも称された⁸⁾。

盛軍は李鴻章と共に太平天国や捻軍と戦い、やがて1870年には前述のように直隸省へと移駐する。こうした中で、李鴻章は直隸総督に加え、新たに北洋大臣を兼務した⁹⁾。

「北洋」とは山東省、直隸省、山海関以東を指す地域概念である。そして、北洋大臣の主要な職能は、これらの沿岸地域における海防の指揮、管轄であった。李鴻章はこの北洋大臣を直隸総督と兼務することにより、直隸省のみならず、山東省と奉天での海防を所管することとなった¹⁰⁾。

朝廷は李鴻章への上諭の中で「…天津の洋務海防は、之を保定の省防に較ぶれば、關繫なること尤も重し…海防は緊要なれば、尤も須らく全局を統籌し、選將練兵、大ひに整頓を加へるべし」と述べている¹¹⁾。ここからは、先述の各地の中でも特に天津における海防が、朝廷の重視するものであったことがわかる¹²⁾。

この海防に対処するため、1873年初めより、天津と大沽の間に位置する要衝、新城での築城が開始された。この築城を担ったのが盛軍であっ

- 8) 盛軍に関しては、小野信爾「淮軍の基本的性格をめぐって－清末農民戦争の一側面－」『歴史学研究』245号、1960年。同「李鴻章の登場－淮軍の成立をめぐって－」『東洋史研究』第16巻第2号、1957年を参照した。
- 9) 北洋大臣とは、従来の三口通商大臣を改変したものである。李鴻章が北洋大臣を兼務する過程や三口通商大臣からの改変については、荻恵里子「北洋大臣の設立－1860年代の総理衙門と地方大官」村上衛編『近現代中国における社会経済制度の再編』京都大学人文科学研究所、2016年を参照。
- 10) 張華騰『北洋集団崛起研究（1895－1911）』中華書局、2009年、1頁。星加美沙子「清末北洋における兵員徴募と学兵：陸軍第二・四鎮を中心に」『人間文化創成科学論叢』2017年、103頁。
- 11) 『籌辦夷務始末（同治朝）』巻78、同治9年10月壬子条、廷寄。「…而現在情形、則天津洋務海防、較之保定省防、關繫尤重…海防緊要、尤須統籌全局、選將練兵、大加整頓」。
- 12) 天津は北京に近く、東は渤海、北は山海関に通じる地域であった。そのため、近代以前の天津は「首都を衛る軍事拠点」「天子・天下のまもり」という役割を持っていた（天津地域史研究会編『天津史－再生する都市のトポロジー－』東方書店、1999年、10～11頁）。

た¹³⁾。

やがて1874年に、日本による台湾出兵が起こると、これに対するため、「西征」(陝西省や甘粛省におけるムスリムの反乱の鎮圧)に従事していた銘軍が召還された。この銘軍の規模は22営で、その駐留地は山東省済寧、江蘇省徐州一帯であった¹⁴⁾。他方、台湾出兵を受けて海防の強化が求められる中で、盛軍は屯田を行うために馬廠から新城に至る窪地を開墾し、その地を新農鎮と名付けた。この新農鎮が後に小站と呼ばれる地である¹⁵⁾。

この頃には新城の築城が完成しており¹⁶⁾、盛軍は新城から小站(新農鎮)、馬廠にかけて駐留することとなった。その総数は23営、およそ11,500名であったとみられる¹⁷⁾。そして、1878年9月には新城に駐留していた16営の内、5営の削減が行われた。これは、軍費の削減を目指した朝廷が、各省にある勇営の一割を削減するよう命じたことによる¹⁸⁾。

1880年になると、ロシアがイリ地方を占領したことから、清とロシアの間で数度に亘る外交交渉が行われた。いわゆるイリ問題である。この最中にロシアが軍艦を渤海湾などに派遣したため、朝廷は煙台や大連、営口などの沿岸地域の防衛を李鴻章に命じた。また同時に、山東省などにあった

-
- 13) 『周武社公遺書』巻首「年譜(原名磨盾紀實)」(以下、周年譜) 同治12年癸酉条。尚、当時の盛軍は景州や滄州より北上しており、天津の南方、青県と静海の境にある馬廠に駐留していた(『李文忠公全集』奏稿卷20「覆陳畿輔邊防摺」同治11年12月初5日。『周年譜』同治10年辛未条)。
- 14) 『李文忠公全集』奏稿卷23「派隊航海防臺摺」同治13年6月初10日。尚、当時の銘軍では、「西征」の間に劉銘伝が病を得たこともあり、その指揮は劉銘伝の一族である劉盛藻、劉盛休が行っていた(波多野、前掲書、78~79頁。羅、前掲『晚清兵志 第1巻 淮軍志』73~74頁)。
- 15) 『周年譜』光緒元年乙亥条。周盛伝原著 劉景周整理『周武社公遺書(上)』天津古籍出版社、2017年に収録の郭鴻林「整理本序」。後藤岩奈「天津の文化、及びその背景を知るための基礎的研究(2)」『国際地域研究論集』第5号、2014年、231頁。
- 16) 『李文忠公全集』奏稿卷26「津郡新城竣工摺」光緒元年12月18日。
- 17) 『李文忠公全集』奏稿卷25「周盛傳陳濟清互調片」光緒元年6月29日。ここでも李鴻章は、その役割について「籌辦海防、拱衛畿輔」と述べている。
- 18) 『李文忠公全集』奏稿卷32「淮軍裁勇就餉摺」光緒4年8月18日。『周年譜』光緒4年戊寅条。

淮軍の直隸省への移動を命じている¹⁹⁾。

こうした朝廷の命令に基づき、李鴻章は山東省にあった銘軍を直隸省静海の唐官屯、次いで興濟鎮に移動させた。更に、朝廷は陸路よりのロシアの動きを警戒し、張家口の防衛を命じた。これに応じ、銘軍の内、2 営が宣化に行き、宣化の直隸練軍と共同で防衛を担った²⁰⁾。

また、李鴻章は湖北省にあった武毅軍 4 営を直隸省に呼び、蘆台に駐留させた。この武毅軍を指揮していたのは李長楽であったが、李長楽は直隸省への移駐に伴い、直隸省の武官のトップである直隸提督に任じられた²¹⁾。このように武毅軍や銘軍の移動が行われる一方で、盛軍は依然として小站、馬廠にあった。

また、武毅軍、銘軍以外にも、保定や天津、北塘などの沿岸地域に淮軍は分散して駐留した。だが、その規模は盛軍などに比して少ないものであった。当時、直隸省全域にあった淮軍はおよそ44営とみられるが、その内、武毅軍が4 営、銘軍が15営、そして盛軍が16営であった²²⁾。

1882年から1883年にかけては、朝鮮で勃発した壬午事変に対するため、山東省にあった慶軍 6 営が朝鮮に派遣された。また同時に、ベトナムでは清朝とフランスとの間に武力衝突が起こったものの、直隸省にあった淮軍

19) イリ問題については坂野正高『近代中国政治外交史－ヴァスコ・ダ・ガマから五四運動まで－』東京大学出版会、1982年第2刷、325～332頁。『徳宗實録』巻108、5～6頁、光緒6年正月己丑条。

20) 『李文忠公全集』奏稿卷36「遵旨密籌防務摺」光緒6年3月初1日、巻39「籌辦察哈爾防餉摺」光緒6年12月11日。

21) これは、本来、毅軍を指揮していた郭松林が移駐の最中で死去したことによるものである。郭松林は移駐に際して直隸提督に任命されていたため、李長楽がその官職と武毅軍を引き継いだこととなる（波多野、前掲書、79～80頁）。

22) 『李文忠公全集』奏稿卷42「淮軍軍需報銷摺」光緒7年12月20日。波多野、前掲書、80頁。尚、以後の淮軍の決算報告書である「淮軍（軍需）報銷」では、北洋淮軍の総数が示されるものの、そこに蘆台の武毅軍は加算されていない。これは武毅軍が直隸省に移動した後も、その軍費が湖北省より出されていたことによる。そのため、本稿では「淮軍（軍需）報銷」に示された数字に武毅軍の数を加算した。湖北省から武毅軍への軍費の支給が停止されたのは1888年からで、以後は武毅軍も「淮軍（軍需）報銷」中に記載されることとなる（『李文忠公全集』奏稿卷60「湖北調防兩營由直籌餉摺」光緒13年10月13日を参照）。

について大きな変化は見られない²³⁾。一方、この間に盛軍は江蘇省徐州や安徽省潁州より、若干の勇を補充している²⁴⁾。

1884年には、朝鮮で甲申事変が起こったため、その備えとして奉天や旅順などに淮軍が移駐した。だが、直隸省における淮軍の分布により影響を齎したものは、同年に本格化した清仏戦争である。

1883年末から1884年3月にかけて、清朝はベトナムの山西、北寧でフランスと交戦して、大敗を喫する。これを受け清仏両国による外交交渉が行われた。だが、6月には再びベトナムで武力衝突が起こり、戦闘が再開されていく²⁵⁾。

このような中でフランス海軍の北上が意識され、朝廷は李鴻章に防衛について詳細を報告するよう命じた。これに応え、李鴻章は北洋における各地の防衛状況を報告した²⁶⁾。この報告で述べられた盛軍、銘軍、武毅軍の状況について見ると、盛軍、武毅軍については駐留地に変更はない。だが、銘軍が「京東の門戸を顧み」るため²⁷⁾、興濟鎮から山海関付近の撫寧、永平一帯へと派遣されている。尚、これら三軍共に規模は前年と変わっていない。三軍について李鴻章は「大沽の守將は副將羅榮光爲りて、後路は湖南提督周盛傳の盛字等の營を以て接應と爲す」「北塘の守將は署廣西提

23) 『李文忠公全集』奏稿卷48「淮軍報銷摺」光緒9年10月29日、奏稿卷52「淮軍報銷摺」光緒10年12月初1日。尚、1882年の淮軍の分布については「…分防直隸、保定、天津、北塘、正定、滄州等處」とされている。いずれも沿海地域や直隸省南部である。

24) 『周年譜』光緒9年癸未条では「…三月…是時法事漸警、越南已有戰事。五月傳相奉旨經略越南事宜、余上書力請率隊從征、乃不果行、因益講求操練、以備不虞。八月復將前裁槍隊八營之二成隊伍、一律補足、飭衛總兵汝成前往徐潁一帶招募、十月杪成軍」とあり、この補充は当時のベトナムにおけるフランスの動きに備えたものであったことがわかる。また、この補充については「淮軍盛字步隊八營、前於光緒三、四年間抽裁正勇二成、以節餉項。…當於九月間飭派記名總兵衛汝成前赴南省、陸續募足。該八營二成勇丁七百八十四名…」とも李鴻章は述べている。歩隊と槍隊など若干の異同があるものの、ここから、補充された勇の数などがわかる(『李鴻章全集(奏議10)』安徽教育出版社、2008年、G10-03-020「盛軍添勇增餉片」光緒10年3月17日)。尚、衛汝成は後述する衛汝貴の弟である。

25) 清仏戦争の経過については坂野、前掲書、347~366頁を参照。

26) 『李文忠公全集』奏稿卷50「力籌戰備摺」光緒10年閏5月13日、卷51「遵呈海防圖說摺」光緒10年7月23日。

27) 『李文忠公全集』奏稿卷50「覆陳後路布置片」光緒10年閏5月13日。

督唐仁廉爲りて、後路は直隸提督李長樂の武毅等の營を以て接應と爲す」
 「山海關は…守將は廣東水師提督曹克忠・正定鎮總兵葉志超爲りて、其の
 後路の撫甯・永平一帶は、記名提督劉盛休の銘字馬步十一營を以て接應と
 爲す」と述べている²⁸⁾。このように、三軍はいずれも沿岸諸部隊や地域の
 「後路」、すなわち後方部隊として位置づけられていた。ここからは、三軍
 が直隸省における淮軍の中核であったことがわかる。

しかし、共に中核を成していたとはいえ、三軍の比重が同等であったわけ
 ではない。清仏戦争時には、前述のような配置が行われた一方で、戸部
 からの支出に基づき、淮軍も含めた北洋の各勇營に対して増強が図られ
 た。これにより新たに約26營の勇營が組織されたが、その内の19營が淮軍
 に対する増強であった。その中でも盛軍の増強は10營に上っている。実
 に、北洋の全勇營ではおよそ四割、淮軍に限っても約五割を盛軍の増強が
 占めていたことになる²⁹⁾。

この増強において、李鴻章は淮北より勇を募るよう盛軍に命じた。これ
 を受けて、当時安徽省に戻っていた周盛波が徐州、潁州などから勇を募り
 天津に派遣している³⁰⁾。

28) 「…大沽守將爲副將羅榮光、後路以湖南提督周盛傳盛字等營爲接應。北塘守將爲署
 廣西提督唐仁廉、後路以直隸提督李長樂武毅等營爲接應。山海關…守將爲廣東水師
 提督曹克忠・正定鎮總兵葉志超、其後路撫甯・永平一帶、以記名提督劉盛休銘字馬
 步十一營爲接應」（前掲「遵呈海防圖說摺」）。ここで挙げられた中では、羅榮光、
 唐仁廉、葉志超が淮軍將官であり、曹克忠は湘軍の出身であった。しかし、当時、
 彼らが率いていたのはその多くが練軍などであった（王爾敏、前掲書、158、175、
 177、180頁。波多野、前掲書、82～83頁）。

29) 『李文忠公全集』卷55「裁遣新營停領部餉摺」光緒11年10月21日で示された、北洋
 の各勇營における増強は以下の通り「計廣東水師提督曹克忠新募津勝六營一哨駐山
 海關、四川提督宋慶添募毅左四營駐旅順口、署湖南提督周盛波添募盛字十營與總兵
 徐邦道添募拱衛兩營、分扼津沽海要地、廣東陸路提督唐仁廉添募仁字副營一營駐北
 塘口北岸、吳大澂添募綏字等三營駐樂亭洋河口、以上共新募步隊二十六營一哨」。
 この内の淮軍に関するものは「…添募津勝、盛、仁、拱衛新軍共十九營」とされて
 いる（『李文忠公全集』奏稿卷55「淮軍報銷摺」光緒11年12月13日）。

30) 『李文忠公全集』奏稿卷51「請飭周盛波募勇來津片」光緒10年7月初5日、卷51「新
 募盛軍到津摺」光緒10年9月24日。『周年譜』光緒10年甲申条に「七月、添募新軍
 十營、以厚兵力、奏由四兄統領。時四兄尚在籍奉親、爰飭各管帶分赴徐潁歸汝等處
 招募、并飭分辦軍食器械旅職號褂棉衣等件、維日不足。至八月杪成軍、會同老軍、

結果的に、1884年での朝鮮駐留も含めた北洋の淮軍は、およそ69営となり、その内の26営が盛軍であったこととなる³¹⁾。

やがて清仏戦争が終結すると、朝廷は軍費を軽減するため、各勇営の削減を命じた。これにより先の増強した内の大部分が解散され、蘆台にあった武毅軍においても、その半数にあたる2営が解散された。だが、盛軍については李鴻章の要請によって砲隊1営が留められている³²⁾。

以上で述べてきたように、武毅軍や銘軍などの直隸省の淮軍、より言えば、北洋にある全ての勇営の中でも、盛軍は最大の規模を誇っていた。まさしく淮軍の中核であった。こうした盛軍を重視したのは、その領袖であった李鴻章のみではない。朝廷においても同様であった³³⁾。

また、盛軍は他の淮軍とは異なり、常に小站、馬廠にあった。これら

-
- 逐日操練…。また「徐穎歸汝」について、「徐穎」は本文でも述べたように徐州、穎州を指す。「歸汝」に関して、詳細は不明なもの、淮北という李鴻章の言葉より見るならば、河南省歸德府及び汝州を指すものと考えられる。
- 31) 前掲注29「淮軍報銷摺」。尚、この史料では、増強されなかった淮軍について「…淮軍分駐直隸沿海各口要地並奉天・旅順口、共原部馬歩水師四十營」としている。これについては「淮軍原有馬歩隊及舢板礮船計四十七營十六哨四十二棚、其官弁兵勇二萬四千餘人」とも述べられている（『李文忠公全集』奏稿卷54「議覆開源節流摺」光緒11年6月14日、「覆陳直省出入款項摺」光緒11年7月初8日。また、波多野、前掲書、82～84頁を参照）。王爾敏氏は「有原駐北洋馬歩水師四十營、及由湖北供餉的武毅軍馬隊二營、分駐朝鮮及旅順口的慶軍六營。新成軍者、則有改編護軍一營、添募新軍九營。合計北洋共有淮軍六十七營」とする（王爾敏、前掲書、359～360頁）。これでは合計自体が67営にならず、武毅軍や増強の淮軍を見誤ったものと考えられる。このように、淮軍の実数については確定が困難なもの、さしあたり、本文で述べたように増強以前が40営で、19営の増強が行われたものと考えたい。
- 32) 前掲注29「裁遣新營停領部餉摺」。この史料によると、朝廷は削減された分の費用を北京にある八旗の費用に充てようとしていた。『李集』巻57「酌裁湖北武毅軍摺」光緒12年4月初10日。この武毅軍の経費が、この後に直隸省より支給されることについては前掲注22「湖北調防兩營由直籌餉摺」。
- 33) 例えば、清仏戦争さなかの1885年初頭には、御史方汝紹の上奏に基づき、周盛波を天津に召還して盛軍の指揮を執らせるよう、朝廷は李鴻章に指示している。これは天津の防衛を重視するための措置であった。これを受け、李鴻章は盛軍のみならず、大沽や北塘一帯にかけての軍の指揮を周盛波に命じた。そして朝廷もこれを裁可している（『德宗實錄』巻199、21頁、光緒10年12月乙酉条、巻202、3頁、光緒11年正月庚申条。『李文忠公全集』奏稿卷53「周盛波總統前敵摺」光緒11年正月18日）。

は、盛軍の駐留地であった小站、馬廠の重要性を示すものに他ならない。天津近郊の小站と馬廠は、北洋の海防、ひいては首都北京の防衛にとって最重要地域であった。

1885年半ばから1888年にかけて、盛軍ではその指揮官であった周盛傳、周盛波が相次いで死去する³⁴⁾。これにより、彼らの下で盛軍を指揮していた寧夏鎮総兵衛汝貴と永州鎮総兵賈起勝の二人が、以後の盛軍を率いることとなった³⁵⁾。一方、武毅軍においても1889年に李長樂が死去して葉志超が直隸提督に就任するなど、淮軍内での世代交代が進んでいった³⁶⁾。しかし、それらの規模については清仏戦争以後、主だった変更は見られない。駐留地に関しても、銘軍が大連湾へと移駐したのみであった³⁷⁾。

第2章 盛軍の実態

1 1877年の暴動

1870年代以来、盛軍は北洋のみならず直隸省における最大、最強の軍隊でもあった。そして、李鴻章と同様に朝廷も盛軍を重視していたことは、前章で述べた通りである。しかし、こうした盛軍の動向については、しばしば弾劾などが行われている。

まず、小站、馬廠一帯に移駐して間もなくの1877年2月半ばに、盛軍の一部が暴動、脱走を起こした³⁸⁾。この事件が史料上にあらわれる発端と

34) 『李文忠公全集』奏稿卷54「周盛傳請卹摺」光緒11年7月初6日。『徳宗實録』卷260、9頁、光緒14年10月甲午条。

35) 『李文忠公全集』奏稿卷71「衛汝貴丁憂留營摺」光緒17年2月26日。衛汝貴、賈起勝ともに盛軍が組織された頃からその中にあった者たちである。また、衛汝貴は周盛波、周盛伝の祖母、衛氏の一族であったと考えられている（小野、前掲「淮軍の基本的性格をめぐって」31～32頁）。

36) 『徳宗實録』卷277、6、11頁、光緒15年11月甲子、丁卯条。葉志超は淮軍でも銘軍の出身であった。伝記は『清史稿』卷462列伝249。

37) この銘軍の移駐は、清仏戦争後に新設された海軍衙門の要請によるものであった（『李文忠公全集』奏稿卷59「威海大連灣籌撥防款片」光緒13年3月26日）。

38) この暴動事件について、小野、前掲「淮軍の基本的性格をめぐって」37頁では、盛軍の勇の窮乏や将官の苛斂誅求の事例として簡単に触れられている。

なったのは、当時日本公使を務めていた、森有礼の書簡である。

1877年2月19日、森有礼は総理衙門に宛てた書簡の中で、天津領事からの報告として、2月15日の夜に突如として小站の勇2,000名が上官を殺害して蜂起し、附近の住民を略奪、殺害したこと、そして翌16日には、勇たちが略奪や殺害を繰り返しながら馬廠一帯へと南下したことを述べている。森有礼のこの書簡は、暴動の詳細を把握し、被害が在天津の日本人に波及することを防ぐためのものであった³⁹⁾。

これを受け、翌20日に総理衙門は、李鴻章に暴動の原因や善後策などの報告を求めた⁴⁰⁾。また、その一方で、総理衙門は同様の書簡を津海関道として天津にあった黎兆棠に対しても発している⁴¹⁾。

だが、これらの返事を待つことなく、同じ20日に総理衙門は森有礼に書簡を発している⁴²⁾。そこでは「査するに此の事本王大臣も亦た聞く所有り、但だ尚未だ北洋大臣の文報に據らず、是を以て未だ其の詳らかなるを得ず」とあり、総理衙門が事件の詳細を未だ得ていないと述べられている。しかし、同時に「該營總統」すなわち周盛傳が即座に反乱を鎮圧したとの伝聞があるとも述べられている。そして、その上で「定めて虞無かるべし」と、総理衙門は日本人への被害を否定し、森有礼の危惧を払拭している⁴³⁾。

やがて、22日に李鴻章が総理衙門に対して報告を行った。その報告で

39) 中央研究院近代史研究所檔案館蔵、外交部門「據天津領事稱小站兵勇肆殺焚掠情事希示知由」01-16-082-01-001。

40) 中央研究院近代史研究所檔案館蔵、外交部門「速將小站兵勇滋事如何辦理情形示知由」01-16-082-01-002。

41) 中央研究院近代史研究所檔案館蔵、外交部門「速將小站兵勇滋事如何辦理情形示知由」01-16-082-01-003。尚、津海関道の設置過程や職掌、位置づけ等については、荻、前掲論文、205～209頁を参照。

42) 中央研究院近代史研究所檔案館蔵、外交部門「函復小站兵勇滋事情形已函詢北洋大臣由」01-16-082-01-004。

43) 森有礼に対してこのような書簡を送る一方で、総理衙門は李鴻章宛の書簡では、「査小站鎮離津城約七八十里、該處淮勇滋事、本處亦有所聞、至聞事後作何辦理、能否即時撲滅、不令滋蔓、本處實深懸系」と述べている（前掲注40「速將小站兵勇滋事如何辦理情形示知由」）。或いは、この時点において総理衙門が関知していたのは、暴動の発生についてのみであったとも考えられる。

は、哥老会の教唆により勇が暴動、脱走を起こしたが、周盛傳によってただちに鎮圧されたと述べられている。そして、天津や他地域で治安の悪化は見られず、「日本森使の稱する所の各節は自ずから傳聞の訛に係る」と断じ、続けて、万一の際には自らが鎮圧の指揮をとることを表明している⁴⁴⁾。

更に23日には黎兆棠からの報告が総理衙門に届けられた⁴⁵⁾。黎兆棠は、いわば当事者ともいえる盛軍将官の戴宗騫、そして青縣知県江貢琛、滄州府知府楊琛といった附近の地方官から受け取った情報を総理衙門に伝えている。それらはいずれも、発端が哥老会の教唆であることと暴動がすでに鎮圧されたことを述べており、先の李鴻章の報告とも合致するものであった。更に、黎兆棠は租界や地域を防衛するため、すでに練軍を派遣したことなどを述べ、「地方の安堵なること照常なり、民心も亦た堅固なること甚だし」としている。

やがて、この暴動について李鴻章が調査の結果を上奏した⁴⁶⁾。そこでは、哥老会の教唆が発端であったこと、暴動を起こした勇は西南方向に向かったものの、周盛傳の迅速な対応により滄州、塩山で鎮圧され、直隸省以外の地方には波及しなかったこと、暴動を起こした勇は中軍前營、前軍右營の一部、100人余りであったことなどが述べられている。

そして、管理が不十分であったとして、李鴻章はこれら2營を直接に指揮していた記名総兵姚禮士、記名提督張九林の免職を申し出た。だが、周盛傳については「應に得べきの咎有り」としながらも、病軀をおして迅速な鎮圧を行ったことを挙げ、更には「近く聞くならく日斯巴尼亞國屢ば謠傳有り、該營は海防の大枝勁旅爲りて、西洋の鎗礮を操演すること均爛熟

44) 『李鴻章全集(信函4)』安徽教育出版社、2008年、G3-01-004「復總署 津郡嘩擾已平定」光緒3年正月初10日。中央研究院近代史研究所檔案館蔵、外交部門「函復津郡小站營勇滋事現辦理情形地方業已安靖抄錄周鎮原稟呈閱由」01-16-082-01-006は、細かな字句に若干の異同があるものの、内容は『李鴻章全集』と同一である。ただ、中央研究院近代史研究所檔案館蔵では周盛傳からの報告が添付されているが、『李鴻章全集』には収録されていない。

45) 中央研究院近代史研究所檔案館蔵、外交部門「函復津郡小站兵勇滋事租界内安靖照常李爵相已派過津查辦由」01-16-082-01-005。

46) 『李文忠公全集』奏稿卷29「剿平煽勇滋事之會匪摺」光緒3年正月16日。

に就かば、此次の小失は既に未だ大隊を搖惑せず、擬して請ふらくは該鎮の處分を寛免し、其れをして勤督操練せしめ、以て緩急に備へ、而して後效を觀るを」と述べている。

ここで李鴻章が述べた「日斯巴尼亞國屢ば謠傳有り」とは、台湾での商船遭難に端を發したスペインによる報復の示唆である。当時、このためにスペインが軍艦3隻の派遣を行うとの情報が総理衙門に齎されていた⁴⁷⁾。

しかし、こうした見解を朝廷に述べる一方で、李鴻章は福建巡撫丁日昌に対しては、スペインの動向を「虚鋒」と断じ、報復攻撃に否定的な見解を示している⁴⁸⁾。このように見れば、李鴻章はスペインの報復を名目として、処罰が周盛傳に及ぶことを避けたのだと考えられる。

一方、李鴻章の報告が届く直前の朝廷では、御史王昕がこの暴動について、脱走した勇が数営規模の多数に上ることや、それらが山東省に侵入したとの上奏を行っている。王昕の上奏を受け、朝廷は李鴻章に暴動の原因や現状の報告を求め、新たな騒動が起こらないように勇の取締りを行い、山東省へと向かった勇の鎮圧を附近の官僚と協力して行うよう指示した⁴⁹⁾。

この翌日、先述の李鴻章の報告を受けた朝廷は、その要望を容れて姚禮士と張九林の免職を命じると共に、周盛傳の処罰を行わなかった。このように見れば、朝廷は大体において李鴻章の判断を支持したものといえる。だが「儻し更に潰散の情事有らば、^{ただち}立即に從嚴に叅辦せん」とも述べ、以後同様の事件が起こった際には、周盛傳に嚴罰を科す意向を示した。また、「奏するに據るに中軍前營・前軍右營の勇丁の各の散去せること百餘名なりと。恐らくは尚ほ此の數に止まらず…」と述べ、暴動、逃亡を起こした勇を100名余りとした李鴻章の報告に、疑義を呈している。そして李鴻章に対し、逃亡先の再調査や、関係する各省の督撫に報告し共同で捕縛

47) この情報は、北京にあった総稅務司ハートから齎されたものであった。結果的に武力行使は行われず、清が撫恤銀を支払うことで決着した（『德宗實錄』卷45、8～9、11頁、光緒2年12月戊申条、辛亥条、卷60、2頁、光緒3年10月丁酉条）。

48) 『李文忠公全集』朋僚函稿卷16「復丁兩生中丞」光緒2年12月初1日。

49) 『德宗實錄』卷46、10頁、光緒3年正月癸酉条。

を行うよう厳命している⁵⁰⁾。

この上諭を受けた李鴻章は再度、調査を行い上奏した⁵¹⁾。そこでは、文武官を派遣したことをはじめ、科挙のために北京に向かっていた人物からも情報を得るなど、様々な人々を通じ、何度も調査を行ったことが記載されている。そして、山東省への侵入や各地での治安悪化についてはなく、そのため他省の督撫への報告も必要ないとの見解を示した。だが、脱走した勇の数については、先の報告では100名余りとされていたものが、200名余りであったと記されている⁵²⁾。その上で、王昕が述べた数営規模の脱走や、それが山東省にまで及んだという指摘に対し、誤報に踊らされたものと断じている。

李鴻章のこの再調査は朝廷の裁可を得た⁵³⁾。以後、この1877年の盛軍の暴動、脱走について新たな調査が行われることはなかった。

2 朝廷内の動き

1877年に発生した盛軍の暴動、脱走は、前節で見たような経過を辿った。また、この事件に対し、朝廷が大体において李鴻章の調査報告や処分案を追認したのは、これまでに論じた通りである。だが、この事件をめぐっては、朝廷内で若干の動きが見られた。

まず、事件の後に朝廷は、淮軍の出身で、前任の天津道であった丁壽昌の起用を李鴻章に命じる。これは、丁壽昌が前任時に天津の人民との良好な関係を築いていたことに因るものであった⁵⁴⁾。この指示に応じて李鴻章

50) 『徳宗實録』巻46、11頁、光緒3年正月甲戌条。

51) 『李文忠公全集』奏稿巻29「覆陳盛軍潰勇情形片」光緒3年正月21日。

52) 尚、この脱走した勇の数について、本文でも述べたように、当初は100名余りとされていた(前掲注46「剿平煽勇滋事之會匪摺」)。しかし、その報告が行われた翌日、すなわち、光緒3年正月17日付の沈葆楨宛の書簡の中で、李鴻章は「盛軍營勇爲哥會勾引、潰去二百餘人、幸即剿除、亦由餉絀所致」と、200人余りとしている(『李文忠公全集』朋僚函稿巻17「復沈幼丹制軍」光緒3年正月17日)。つまり、李鴻章は当初の上奏において虚偽の報告を行っていたものと考えられる。

53) 前掲注50『徳宗實録』の記事末尾に「尋李鴻章奏、查訪明確並無竄往他省、自不必再加咨行、轉涉張惶。報聞」と記されている。

54) 『徳宗實録』巻47、1～2頁、光緒3年2月丁亥条。

は丁壽昌を「總理營務處事宜」と「海防翼長」の職務に充てている⁵⁵⁾。

また、同時期には順天府府丞であった王家璧が上奏を行った⁵⁶⁾。その上奏において、王家璧は盛軍の事例に鑑み、以後の勇営による暴動を防ぐためとして以下の提案を行っている。すなわち、盛軍については暴動、脱走を行った人数の補充を行わないこと、そして各省の勇営に対しては漸次解散を行っていくこと、である⁵⁷⁾。この王家璧の提案に対し、朝廷は李鴻章に事情を斟酌して適当に執り行うよう命じた。だが事件そのものについて、朝廷は「天津の潰勇、現李鴻章の辦理を経て完結」したと述べ、すでに事件が決着したとの認識を示している。

こうした一連の動きからは、事件を起こした盛軍や李鴻章に対する朝廷の積極的な関与は見られない。では、なぜ朝廷は積極的な関与を行わなかったのだろうか。当時、朝廷内にあった人々が残した史料を手掛かりに、その意図を探ってみたい。

この事件について若干の記述を残した人物として、まず、当時戸部右侍郎であり光緒帝の師傅でもあった翁同龢が挙げられる。事件発生から一週間後の2月22日の日記において、翁同龢は、2,000名の勇が上官を殺害し

55) 『李文忠公全集』奏稿卷29「奏留丁壽昌片」光緒3年5月28日。この李鴻章の上奏によると、丁壽昌は1877年4月に郷里を離れて同年6月には天津に着いたという。尚、当時の丁壽昌は父の喪に服するため、天津道の職を辞し帰郷していた。その辞職、帰郷に際しては「…士民如失所依」として、服喪期間の不許可、もしくは短縮が論じられてきた。結果として丁壽昌は帰郷したものの、こうした朝廷の動きは「破格」とされている。しかし、この後も朝廷はしばしば丁壽昌の召喚を命じていた(『清史列傳』卷77。『德宗實錄』卷2、13~14、15~16頁、同治13年12月癸巳条、乙未条、卷3、2~3頁、光緒元年正月壬寅条、卷35、11頁、光緒2年6月壬子条)。

56) 『德宗實錄』卷47、7頁、光緒3年2月壬辰条。尚、順天府とは直隸省の行政区画の一つで、その所轄地域には北京が含まれている。そして順天府府丞はその次官であり、長官は府尹という。その所轄区域到北京を含むため、順天府は北京の治安維持にも関与していた(臨時台湾旧慣調査会『清国行政法』第1巻下、復刻版、汲古書院、1972年、59~62頁)。

57) 尚、王家璧はかつて曾国藩や左宗棠の下にいたことがあり、更に洋務をめぐる確執などもあったことから、李鴻章に対しては反対の立場にあった(大谷敏夫「清末開港後の文教政策と文人王韜に関する一考察」『追手門学院大学文学部紀要』36号、2000年、179頁)。

て脱走したこと、また、それらが山東省武定府へと入った可能性について記している。そして、李鴻章が報告を行っていないので、情報が「外人」により齎されたと述べている⁵⁸⁾。

また、3月3日、5日には、李鴻章による当初の上奏を受けての記述が散見される。これらはいずれも鎮圧という結末については同様だが、暴動を起こした人数や山東省への途次における治安の破壊に関し、李鴻章の上奏への不信を露わにしている。例えば、3月3日では「李相の奏すること則ち輕易なること甚だし」と述べ、5日には、脱走した勇が山東省で困窮した3,000人余りの人民を引き入れた等、天津よりの情報を引用する形で「又信有りて云へらく原報は恐らく中堂の處分を担す、故に情形の説得輕し」と記している⁵⁹⁾。

一方、翁同龢の甥で、当時内閣中書であった翁曾翰も、日記においてこの暴動に言及している。翁曾翰は2月24日に暴動の発生に触れ、脱走した勇が西南方向の直隸省正定と山東省にそれぞれ向かったと記す。そして3月5日には暴動を起こした勇が2,000人余りであったこと、それらが山東省武定府にある沾化や蒲台に向かったことなどを挙げている⁶⁰⁾。

こうした翁曾翰の書簡を受けてのことだと思われるが、翁曾翰の兄弟で、当時は父の翁同龢に従い湖北省にあった翁曾榮は、翁曾翰に宛てた書簡の中で「天津營勇の潰散、傳言あるに京に至ると、諒ふに亦た驚惧なるも、幸ひにして南下す。山東一帯、其の衝に当たる者、恐らくは蹂躪せら

58) 翁万戈編 翁以鈞校訂『翁同龢日記』中西書局、2012年、光緒3年正月初10日条。或いは、この「外人」とは総理衙門に情報を齎した森有礼であったとも考えられる。

59) 『翁同龢日記』光緒3年正月初19日条、21日条。

60) 翁曾翰著 張方整理『翁曾翰日記』鳳凰出版社、2014年、436、437～438頁、光緒3年正月12日条、21日条。正月21日条によると、その情報は邵辛卿という人物より齎されていたことがわかる。これは、先に見た翁同龢と同様のものであった（前掲注59『翁同龢日記』光緒3年正月21日条。尚、翁同龢の日記では邵辛卿となっている）。この人物について、『翁同龢日記』の光緒2年10月18日条、12月22日条に記述がある。それによると、翁同龢は彼を「殆良医也」と称しており、また、当時、翁同龢から李鴻章宛の書簡を携えて天津に滞在していた。翁曾翰の経歴については、前掲『翁曾翰日記』所収の張方氏による前言を参照。尚、この前言において張方氏は盛軍の暴動について論及しているが、李鴻章の報告と『翁曾翰日記』の差異を示すのみで、暴動に対する朝廷の意向等については論じられていない。

れん、未だ知らず此の後何處に散歸して去るを。李相保定に在れば、必ず奏報の到京する有りて、將兵の責を知るべきも、良に易易なるに非ず」と述べている⁶¹⁾。

これらの記述において繰り返し述べられているのは、暴動、脱走を起こした勇が西南の山東省に向かったことである。先に見たような事件の経過も踏まえると、或いは翁曾榮も述べたような「諒ふに亦た驚惧なるも、幸ひにして南下す」というのが、朝廷の偽らざる真意ではなかったか。すなわち、暴徒化した盛軍の矛先が北京に向かない限りにおいて、朝廷はそれを問題視することはなかったのである。

第3章 盛軍観の変化

1 羈縻

ところで、先に李鴻章はこの事件の原因を哥老会の教唆と断じた。だが、翁同龢は異なった事情を記している。先述の3月5日の日記で翁同龢は、「天津探報を見るに、云へらく…三色旗を樹て、克扣軍餉、郷勇歸家の字様を上書し、沿途搶掠を免れず、と。…邵莘卿の家信は則ち盛んに言へらく周統領の部下を扣餉し、往往に小店を開設して利を漁ることあれば、此の擧を醸すを致す…」と天津からの情報を引用している⁶²⁾。

「扣餉」、すなわち勇の給与を将官が横領し、また、周盛傳自らが店舗を経営し不当な価格で勇に物資の購入を強いる「漁利」が、日常的に行われていたというのである。そしてこのような状況であればこそ、勇たちは「克扣軍餉、郷勇歸家（給与を横領されたので、私たちは故郷に帰る）」という旗を立てて行動を起こしたのだという。

先述の調査で李鴻章はこれらを否定した。だが、盛軍内での横領や物資の強制購入などをめぐっては、以後も弾劾が相次ぐ。

まず、天津での暴動、脱走事件の翌年には、翰林院編修呉觀禮による弾

61) 翁同書著 李紅英輯考『翁同書手札係年考』鳳凰出版社、2018年、232頁、翁曾榮家書、致翁曾翰函、光緒3年2月初3日。

62) 前掲注59『翁同龢日記』光緒3年正月21日条。

効に基づき、朝廷は李鴻章に調査を命じている⁶³⁾。

更に1882年2月にも弾劾上奏が行われ、これを受けた朝廷は李鴻章に調査を命じた⁶⁴⁾。この弾劾では、これまでと同様に、給与の横領、米塩、野菜、タバコ、紙など日用品の不当な価格での購入の強制が挙げられている。また、些細な過失によって勇を懲戒免職にし、その分の費用が着服されていること、そして、勇たちが怨みを抱き、報復の機会を狙っていることなども指摘された。

これを受け調査を行った李鴻章は、盛軍を西洋に匹敵する軍だと称賛する一方で、弾劾の各条項については否定している⁶⁵⁾。この李鴻章の報告を朝廷は受理し、周盛傳及び盛軍は以後も小站到駐することとなる。

しかし、給与の横領などを指摘した他に、この弾劾上奏は周盛傳と盛軍に対し極めて直截的な指摘を行っている。その点について、以下に見ていきたい。

まず、弾劾上奏では、周盛傳以外にも、呉長慶や唐定奎といった他の淮軍指揮官への弾劾が行われている。その上で、「一旦有事となり、儻し桀黠なる者の機に乗じて眾を煽り、禮臂して反戈するあらば、該提督等死するも矜れむに足らず、而して盛字營近く天津に駐せば、必ず畿輔に震驚を致さん」と述べる。つまり、給与の横領などが行われている現状では、「一旦有事」となれば、勇たちが反乱を起こす可能性があるという。その中でも周盛傳の率いる盛軍が北京に近い天津にあるとし、その存在の危うさを指摘している。

また、盛軍の危うさを指摘する一方で、周盛傳について「聞くならく其の督臣に謁見するの時に跋扈を形はすも、李鴻章往日の勞績を念ひ、優容して之を羈縻す、と」と述べている。ここでは、周盛傳は専横を極めるものの、依然として李鴻章が彼を「羈縻」、すなわち、つなぎとめて制御す

63) 『徳宗實録』巻73、6頁、光緒4年5月甲寅条。

64) 『徳宗實録』巻141、10頁、光緒7年12月壬午条。この弾劾上奏を行った人物については「有人」とあるのみで、具体的な人物名は明らかにされていない。弾劾上奏の詳細な内容については『李鴻章全集(奏議10)』G8-01-033「附 周盛傳等淮軍將領刻待勇丁片」を参照。

65) 『李文忠公全集』奏稿巻43「查覆盛慶兩軍摺」光緒8年正月25日。

ることができているというのである。そして、この弾劾上奏は周盛傳の更迭や遠方の省への移駐、兵権の剥奪などを求めている⁶⁶⁾。

前述のように、1882年の弾劾では朝廷は周盛傳を処罰しなかった。しかし、ここで周盛傳と盛軍の存在を北京に対する潜在的な脅威だとする見方が、朝廷内において表明されたことは看過できない。

2 査察

やがて、1884年4月20日には再度、盛軍への弾劾が行われた。この弾劾では「…現在天津にて淮軍を統帶せる湖南提督周盛傳、兵丁を盤剝し、異常なる刻苦あり。該提督の行為は跋扈なりて、李鴻章其の挾制を受くる等の語あり」と述べられている。そして、これを受けた朝廷は、盛軍の調査を李鴻章に命じた⁶⁷⁾。

ここで、この弾劾が行われた1884年4月における、清朝を取り巻く情勢について確認しておきたい。当時、清朝はベトナムをめぐるフランスとの対立を深めていた。そして、第1章で述べたように1883年12月には山西、1884年3月には北寧といったベトナム北部で軍事衝突が起り、いずれにおいても清朝は敗北した。

このように清朝が軍事的に不利な状況に陥る中であって、朝廷は西太后の下で和平を志向していく。また、フランスも全面的な戦争の回避を目指していた。そこで、3月末から4月中旬にかけて、フランス海軍中佐フルニエと接触を行った洋関税務司デトリングよりの働きかけが行われた。その結果、4月22日に朝廷は李鴻章にフルニエとの交渉と協定の締結を一任し、5月5日より天津で李鴻章とフルニエの交渉が開始されることとなる⁶⁸⁾。

また、一方で李鴻章は上海からの情報として、フランス艦隊の北上を総

66) 前掲注64「附 周盛傳等淮軍將領刻待勇丁片」。

67) 『徳宗實録』巻180、14頁、光緒10年3月庚子条。この弾劾を行った人物についても「有人」とあるのみで、具体的な人物名は明らかにされていない。

68) 清朝とフランスの動向については、坂野、前掲書、356～359頁。岡本隆司『中国の誕生』名古屋大学出版会、2017年、158～169頁。大坪慶之「清仏戦争前夜における清朝中央の外交政策決定過程」『東洋学報』第90巻第3号、2008年を参照。

理衙門に伝えていた⁶⁹⁾。更に、先のベトナムでの敗報を受け、一部の官僚からは北洋の沿岸防衛や戦争の継続を念頭に置いた上奏が行われている⁷⁰⁾。これらを受けた朝廷は4月21日に上諭を發した。この上諭では沿岸防衛の必要が述べられているものの、「有備無患」や「正に我が君臣臥薪嘗膽の時」等と述べられており、戦争の継続、拡大を想定したものではない⁷¹⁾。

こうした最中に、先述のような盛軍への弾劾が行われたのであった。やがて、盛軍の調査を命じられた李鴻章は、フルニエとの交渉に臨む直前の4月末に調査結果を上奏した。そこでは「實に各省防軍の冠爲り」と盛軍を称賛し、弾劾の各項目は否定されている。そして、朝廷はこの報告に疑義を呈することなく、周盛傳も処罰された形跡はない⁷²⁾。

やがて、李鴻章とフルニエの交渉を経て、李・フルニエ協定が5月11日に調印された。この李・フルニエ協定では戦争回避のために5カ条の協定が結ばれたが、その第5条では、以後3ヵ月以内に協定に基づいた確定条約を結ぶこととされた。この第5条を受けた朝廷は、確定条約の交渉を李鴻章と共同で行うため、6月26日に錫珍、廖壽恆、陳寶琛、呉大澂の4名を天津に派遣することを決定した。この確定条約の締結に朝廷は「重大希望」を寄せていたという⁷³⁾。

69) 坂野、前掲書、358頁。顧廷龍 葉亞廉主編『李鴻章全集(1) 電稿1』上海人民出版社、1985年、118頁「寄譯署」光緒10年3月25日未刻、120頁「寄譯署」光緒10年3月29日未刻。

70) 『清光緒朝中法交渉史料』巻13「(433) 通政使司參議延茂奏請扼守北洋以防未然摺」光緒10年3月26日到、光緒10年3月12日發、「(434) 通政使司參議延茂奏邊防孔急請特召宿將摺」光緒10年3月26日到、光緒10年3月12日發、「(435) 福建道監察御史趙爾巽具陳海防戰守機宜摺」光緒10年3月26日到、光緒10年3月11日發。

71) 『清光緒朝中法交渉史料』巻13「(436) 軍機處密寄署直隸總督李鴻章等上諭」光緒10年3月26日。

72) 『德宗實錄』巻181、9頁、光緒10年4月庚戌条。『李文忠公全集』奏稿巻49「覆奏周盛傳參款片」光緒10年4月初4日。

73) 『德宗實錄』巻185、4～5頁、光緒10年閏5月丁未条。龍章『越南與中法戦争』台湾商務印書館、1996年、243頁。李・フルニエ協定の条文については、中國史學會主編『中國近代史資料叢刊 中法戦争(七)』上海人民出版社、2000年復刊(初版は新知識出版社、1955年)、419～420頁。尚、この4名について、当時、呉大澂は

このように朝廷が確定条約の締結を目指していた中で、6月23日には現地の清仏両軍の行違いから、ベトナム北部の北黎^{バク}で軍事衝突が発生する。朝廷がこの事件の一報を得たのは、6月27日であり、まさに確定条約を交渉するための人選を行った翌日であった⁷⁴⁾。

北黎事件について朝廷が関知した翌日の6月28日には、フランス駐清代理公使スマレが総理衙門に抗議を行った。そこでは、総理衙門が天津における早期の交渉をスマレに督促するなど、当時の朝廷は依然として確定条約の締結に意欲的であった⁷⁵⁾。こうした中で、錫珍と廖壽恆は7月4日に北京を発ち、天津に向かった⁷⁶⁾。

ところで、ここに天津滞在中の錫珍と廖壽恆が行った上奏文がある⁷⁷⁾。その冒頭では「竊かに臣等陞辭の日に軍機大臣の鈔交せる奏摺一件を准くるに、傳旨せらるるに淮軍統領周盛傳を飭査せしめよの各節あり」と述べ

「會辦北洋事宜」、陳寶琛は「會辦南洋事宜」を命じられていた（『徳宗實録』巻181、18頁、光緒10年4月戊午条）。また、本稿において後述する錫珍と廖壽恆については、錫珍が都察院左都御史、廖壽恆は内閣學士兼礼部侍郎銜であった。そして、両者ともに当時は総理衙門大臣を兼務していた（『徳宗實録』巻185、3頁、光緒10年閏5月乙巳条）。錫珍の伝記は『清史列傳』巻53、廖壽恆に関しては『清史列傳』巻61を参照。

74) 廖宗麟『中法戦争史』天津古籍出版社、2002年、401～402頁。尚、李・フルニエ協定から北黎事件については、坂野、前掲書、361～362頁。岡本、前掲『中国の誕生』169～182頁。望月直人「清仏戦争への道程－李・フルニエ協定とバクレ事件をめぐって－」『東洋史苑』第76号、2010年を参照。

75) 『清光緒朝中法交渉史料』巻18「(644) 軍機處錄呈總理各國事務衙門與法使問答片」「附件一 總理各國事務衙門與法使問答片」光緒10年閏5月初7日到。望月、前掲論文、3～4頁。邵循正『中法越南關係始末』河北教育出版社、2000年（初出は清華大学、1935年）183～186頁。龍章、前掲書、250～251頁も併せて参照。尚、結果的にはフランスの態度硬化により、天津での交渉は行われず、清仏の交渉は上海へと場所を変えて断続的に行われることになる。だが、こうした交渉もまたまらず、やがて8月にはフランス艦隊による台湾攻撃、スマレの北京退去へと繋がっていく。天津以後の錫珍と廖壽恆については後掲注82を参照。また、錫珍は1885年3月には李鴻章と共にフランスとの交渉に当たるよう、再び天津に派遣される。そして、フランス公使パトノートルとの間で天津条約を締結することになる（坂野、前掲書、363～366頁）。

76) 『翁同龢日記』光緒10年閏5月12日条。

77) 『清光緒朝中法交渉史料』巻20「(818) 錫珍等奏遵旨密查事件現辦情形摺」光緒10年6月初4日到、光緒10年6月初2日發。

られている。これより見れば、錫珍と廖壽恆は確定条約の交渉とは別に、周盛傳と盛軍を査察するように朝廷の指示を受けていたことがわかる⁷⁸⁾。すなわち、4月末には李鴻章の報告を受理し周盛傳を不問に付した朝廷は、ここに態度を一変し、自ら官僚を派遣して盛軍の査察を行うに至ったのである。

では、なぜこのように朝廷の態度が変化したのだろうか。ここで、錫珍らが指示を受けた日にちを見ると、「陞辭の日」、すなわち皇帝に暇乞いを行った日とある。具体的な「陞辭の日」は不明であるものの、派遣決定の直後に「陞辭」するものとは考え難い。そのため、錫珍らの「陞辭の日」、つまり査察の指示を受けた日は6月27日以降であり、北黎事件を関知した朝廷が、交渉とは別に、急遽、盛軍の査察を命じたことになる。

ところで、先述のように、北黎事件を受けても尚、朝廷は確定条約の交渉、締結に意欲的であった。だが一方で、スマレとの会談で交渉の継続を督促した翌日の6月29日にはフランスの侵攻が「勢ひ必ず中原沿海の各口岸及び臺灣瓊州等處に至」との認識を示している⁷⁹⁾。つまり、フランスとの全面的な戦争は不可避だというのである。このように北黎事件を受けた朝廷では、交渉の継続と戦争の準備が並行して模索されていたのであった⁸⁰⁾。

戦争の準備について見れば、同時期に総稅務司ハートが廈門や定海、そして長城の東端にあたる山海関にまで、フランスの攻撃が及ぶ可能性に言及した。更に、朝廷内では政策決定に重要な影響力を持っていた醇親王が、山海関に神機營からおよそ3,000名の派兵を検討するなど⁸¹⁾、俄かに直隸省、延いては北京周辺の安全保障が懸念されるようになった。

78) 該当箇所原文は以下の通り「竊臣等於陞辭日准軍機大臣鈔交奏摺一件、傳旨飭查准軍統領周盛傳各節」。

79) 『清光緒朝中法交渉史料』巻18「(640) 軍機處密寄署直隸總督李鴻章上諭」光緒10年閏5月初7日。

80) こうした朝廷の態度には、醇親王と慶郡王といった二名の皇族における意見の相違や、北黎事件によるフランスの賠償要求などがあったという（龍章、前掲書、255頁。廖宗麟、前掲書、408頁）。

81) 『翁同龢日記』光緒10年閏5月12、13、15日条。醇親王は光緒帝の実父で西太后の妹婿にあたる。当時の朝廷内における醇親王については、大坪、前掲論文を参照。

今次の弾劾と調査、報告が行われた時期、李鴻章とフルニエの交渉が行われる直前において、朝廷は北京周辺に戦争が及ぶことを想定していなかった。だが、北黎事件を経た、この状況はまさしく1882年の弾劾時に危惧された「一旦有事」に相当する。このような情勢の変化の中で、一度は不問とした盛軍に対し、朝廷は査察に踏み切ったのであった。

加えて、弾劾の内容を見ると、1882年の弾劾時において「羈縻」と表現された李鴻章と周盛傳の関係が、1884年の弾劾では「該提督の行為は跋扈なりて、李鴻章其の挾制を受くる」と述べられていた。つまり、もはや李鴻章でさえ周盛傳を制御できていないとされたのである。「一旦有事」の最中にある朝廷にとって、このような周盛傳の態度は看過できるものではなかった。

一方、天津の錫珍と廖壽恆は7月18日に視察と称して自ら小站に赴き、盛軍の査察を行った。そして、その配置や防備について周到との評価を下している⁸²⁾。

やがて、こうした査察と自らの見解を踏まえ、錫珍と廖壽恆は詳細な報告を上奏した⁸³⁾。この上奏では、弾劾で指摘されたような周盛傳による横領などは全て否定されている。

だが、そうした否定にも関わらず、上奏において錫珍と廖壽恆は「聞くならく該統領は資格最も深く、情形最も熟なれば、毎に軍務を縦談し、輒ち一切を睥睨す、即ひ李鴻章に謁見する時あるも、亦た往往に人の敢へて言はざる所を言ふ、人遂に驕横を以て之を目さば、原祭の指す所は因無きと爲さず」と述べる。すなわち、周盛傳の態度は「驕横」とのそしりを免れず、弾劾にも一理があるという。

その上で「臣等伏して維ふに敵に臨み將を易ふるは、兵家の忌む所なり。此れ海疆有事に値たり、周盛傳久しく防營を統ぶれば、即使ひ小しく過失有るも、亦た當に聖主矜全の列に在るべし」とする。ここから、錫珍らが周盛傳の李鴻章に対する態度を「過失」と見なしていたことがわか

82) 前掲注77「(818) 錫珍等奏遵旨密查事件現辦情形摺」。尚、この上奏からは、7月19日には朝廷が錫珍と廖壽恆に対し帰京命令を下したことがわかる。

83) 『李鴻章全集(奏議10)』G10-04-003「附 錫珍廖壽恆奏查明周盛傳被參各節摺」。

る。しかし、錫珍らは「海疆有事」であることに鑑み、その更迭を行うべきではないとしたのであった。この報告を受けた朝廷は周盛伝を慰撫する⁸⁴⁾。盛軍は「有事」のために査察を受け、また「有事」であるが故に処分を免れたのであった。

第4章 清仏戦争後の軍縮

前章までで見たように、数度の弾劾によって朝廷は盛軍への見方を次第に硬化させていく。そして、清仏戦争という「有事」を受け、朝廷はついに従来の態度を転換し、自ら盛軍の査察を行ったのであった。

さて、やがて清仏戦争が1855年6月の天津条約により終結すると、朝廷は、第1章で見たように、清仏戦争時に増強した各勇營に対し軍縮の方針を打ち出すようになる。

この軍縮の方針は、西太后の指示の下で行われたものであり、その目的は勇營の解散、勇の除隊によって浮いた軍費を、正規兵というべき八旗の費用へと転用することにあった⁸⁵⁾。そして、実際に盛軍や武毅軍などの淮軍に対し軍縮が行われたことは、先に述べた通りである。だが、こうした軍縮が新たな問題を引き起こすこととなる。

勇營の解散、勇の除隊といった軍縮を行うに際し、朝廷は「游勇」（除隊後の勇）が各地で治安の悪化を齎すことを憂慮した。そして、その帰郷のための旅費を支給することや、帰郷まで官員が管理するよう督撫たちに求めている⁸⁶⁾。

こうした中で、1885年末には順天府府尹沈秉成が、直隸省に接する山東省や河南省の地域において「土匪」や「騎馬賊」が横行している様子を述べ、その取締りの強化を求めている。これに対し、朝廷は「現紛紛と散勇

84) 『徳宗實録』巻188、18～19頁、光緒10年6月壬寅条。

85) 『徳宗實録』巻214、8～10頁、光緒11年8月戊子条。細見和弘「李鴻章と戸部－北洋艦隊の建設過程を中心に－」『東洋史研究』56巻4号、1998年、821頁。また、勇營の削減については『徳宗實録』巻215、9頁、光緒11年9月甲辰条も参照。

86) 『徳宗實録』巻214、15頁、光緒11年8月癸巳条。

の際に値たれば、尤も宜しく萌蘗を掃除し、防患未然なるべし」と述べ、取締りの徹底を李鴻章などに命じている⁸⁷⁾。この沈秉成と朝廷のやり取りからは、清仏戦争後の軍縮により当時の直隸省、延いては北京にまで治安の悪化が波及することへの懸念が看取される。

だが、この直後には給事中劉恩溥による上奏が行われた。劉恩溥は「近來游勇四出せば、直隸の隆平・東鹿等の五縣、衙署皆搶劫を被り、官眷も亦た被傷有るに、該縣官諱匿して報じず、請ふらくは飭して緝捕せしめんことを」と述べている。ここで、直隸省南部に位置し、山東省や河南省に近い隆平や東鹿などの県において、県衙門が略奪などを受けている様子が指摘されている。そして、劉恩溥はその原因を「游勇四出」、つまり除隊後の勇がさまよっているためであると断じた⁸⁸⁾。ここに至り治安の悪化は直隸省に波及したのであった。

このような状況について、朝廷は「本年各省撤營し、游勇四散せば、匪徒の間に乗じ句結し、尤も恐らくは巨患を醸成せん」と、軍縮が治安の悪化に拍車をかけたことを述べている⁸⁹⁾。

だが、軍縮による治安の悪化は依然として続いたものと考えられる。これより後の1887年8月末に行われた、歩軍統領福錕による上奏とそれに対する上諭では、昌平州において「游勇・鹽梟巨盜」数名が捕縛されたことが述べられている⁹⁰⁾。昌平州とは北京の北部にあり、北京と同じく順天府に属した州である。更に、1888年5月には北京城城門の一つ、安定門の門外などで「游勇」の活動が報告されている⁹¹⁾。

こうした状況に鑑みたと考えられるが、1889年12月に発された上諭

87) 『徳宗實録』卷220、3～4頁、光緒11年11月壬子条。この直隸省、山東省、河南省の省境は、以前より治安の悪化が報告されている地域であった(『徳宗實録』卷210、3～4頁、光緒11年6月乙酉条)。

88) 『徳宗實録』卷220、8～9頁、光緒11年11月戊午条。

89) 『徳宗實録』卷220、9頁、光緒11年11月戊午条。

90) 『徳宗實録』卷245、6頁、光緒13年7月丙寅条。尚、歩軍統領とは北京の治安維持を担ったものである。これについては渡辺修「清代の歩軍統領衙門について」『史苑』第41巻第1号、1981年を参照。また、本史料中の「鹽梟」とは武装した塩の密売人を指す。

91) 『徳宗實録』卷253、11～12頁、光緒14年3月丁丑条。

の中で朝廷は「近年各省の軍務、已に一律に肅清すると雖も、惟だ匪徒滋事の案、仍ほ復た層見疊出せり」と述べ、その原因の一つに「土匪」と「游勇」の結合を挙げている。そして「各營裁撤の勇丁、著して統帶員弁に責令し、妥為に資遣し、並びに原籍に解回せしめ、隨處に逗留し、以て流れて匪と爲るを致すを准さず」とする⁹²⁾。これは、解雇手当を支給して無事に帰郷するまで、将官が麾下の勇を監督しておくことを命じたものである。すなわち、清仏戦争後の軍縮時に発されたものと同様の命令が繰り返されているのである。

これら一連の上奏や上諭からは、清仏戦争後の軍縮とそれによる「游勇」の発生が却って治安を悪化させたこと、そしてそれが北京近郊にまで及んでいたことがわかる。こうした当時の状況に鑑みれば、「游勇」に対する武力として、また、その「游勇」化を防ぐため、朝廷が盛軍を解散することは困難であったものと考えられる。

おわりに

1870年以降、直隸省では日本の台湾出兵、イリ問題や清仏戦争などの相次ぐ対外問題により、淮軍の駐留地が拡大した。首都防衛における淮軍の存在感が増したのである。

そして、その淮軍の中核は盛軍であった。同じく淮軍であった武毅軍や銘軍などは削減や駐留地の変更が行われたが、盛軍は1870年以降、一貫して天津南方の小站、馬廠に駐留する。更に、その規模においても盛軍は淮軍の中でも最大であった。その様子は、李鴻章が後年に「…畿疆を拱衛して北洋海防の大支勁旅爲り、利器を精操して名は諸軍に冠たり」と手放して称えた通りであった⁹³⁾。同時に、これは小站、馬廠といった地域の重要性を示すものに他ならない。

ところで、盛軍が馬廠一帯に移駐して間もなくの1875年9月末に、当時直隸省の易州の知州であった趙烈文が、その日記において盛軍に論及して

92) 『徳宗實録』巻277、7～8頁、光緒15年11月乙丑条。

93) 前掲注35「衛汝貴丁憂留營摺」。

いる。趙烈文は盛軍の勇について「逸樂せること已に久しく、勞苦に甘んじず」と記す。更に、将官による軍費の横領に触れ、盛軍内部では怨嗟の聲が満ちて、逃亡者が相次いでいるとも述べる。そして、「之を聞いて寒心爲るべし」と恐怖感を露わにしている⁹⁴⁾。

このような盛軍の動向について、1877年から1882年にかけて幾度かの弾劾が行われた。これらに対し、朝廷は李鴻章による調査や処分を大体において追認した。しかし、1882年の弾劾において、盛軍の存在が北京の安全保障上の脅威と位置付けられるに至る。処分は行われなかったものの、これより次第に、朝廷は盛軍の造反を意識するようになったものと考えられる。

そのような朝廷の恐怖が実際の行動に現れたのが、1884年の盛軍への査察である。これは同年に行われた盛軍への弾劾に端を発したものであった。当初、朝廷はこれまでと同様に調査を李鴻章に一任し、また、その報告を追認した。しかし、折しも清仏戦争の拡大により、北京周辺が「有事」となる可能性が高くなると、朝廷は自ら盛軍の査察を行った。すなわち、朝廷は盛軍を北京への明確な脅威と見なしたのである。同時に、これは李鴻章の調査報告、更には李鴻章が盛軍を管理することへの不信も意味する。

しかし、清仏戦争の激化により、朝廷は周盛傳及び盛軍に対し処分を行わなかった。また、清仏戦争後においても盛軍の直隸省での駐留は継続した。これは、清仏戦争後の軍縮の所産として「游勇」が発生し、それに対するためであったと考えられる。

結果として、朝廷が盛軍を処分することはついになかった。だが、本稿で論じたような、直隸省移駐以来の盛軍の動向、そしてそれらを受けて変化した、朝廷の盛軍に対する態度は看過されるべきではない。この変化の

94) 趙烈文撰・廖承良標点整理『能静居日記』第3冊、岳麓書社、2013年、1701頁、光緒元年9月丙戌初2日乙未条。同日の記事では、こうした盛軍に対し「不爲未然之計」、つまり全く対処していないと、李鴻章への不満も述べられている。尚、当時の趙烈文は易州知州の職にあったものの、退職願いを出して江蘇省常熟に向かっていた最中であった(浅沼かおり「常州觀莊趙氏の歴史にみる清代社会の一断面(6)」『共立国際研究』34巻、2017年)。

重要性は、以後の展開を見るならば、より際立つ。

やがて1894年に日清戦争が勃発する。この、いわば清仏戦争以来の「有事」に対し、武毅軍、銘軍、盛軍といった淮軍、そして直隸練軍などが朝鮮に動員された。その結果、小站や馬廠を含めた天津一帯の防衛状況は、李鴻章が「空虚」と称したようなものとなる⁹⁵⁾。

そこで当該地域の防衛を担う軍として、定武軍という名の新たな軍が編成された。だが、この定武軍を管轄、指揮した者は李鴻章ではなかった。定武軍は朝廷に直属する軍であった。やがて日清戦争が終結すると、盛軍を始めとした淮軍が朝鮮より帰還する。だが、淮軍の帰還にも関わらず、定武軍が解散されることはなかった。定武軍は新建陸軍と改称、増強され、淮軍に代わって小站と馬廠の防衛を担うこととなるのである⁹⁶⁾。

これを、「はじめに」で筆者が示した首都防衛という観点から見ると、これまで督撫と勇営が担ってきた外周部の防衛を、朝廷が自ら担うようになったものといえる。これは「兵」と「勇」のあいだで保たれてきた、首都防衛における軍事バランスの崩壊を意味する。同時に、軍事バランスの安定と軌を一にした「督撫専政」の崩壊でもある。そして、これらの崩壊の背景にあるものこそが、本稿で述べてきた朝廷の淮軍観、とりわけ盛軍観の変化であった。

では、こうした朝廷の盛軍観の変化の所産ともいえる定武軍とは、どのように編成された軍で、その実態は如何なるものであったのだろうか。これらについては別稿に期したい。

95) 顧廷龍 葉亜廉主編『李鴻章全集(2) 電稿2』上海人民出版社、1986年、883~884頁「寄譯署」光緒20年7月14日酉刻。

96) 拙稿「『大兵雲集』下の首都防衛について—日清戦争期における督辦軍務處を中心—」『東洋史研究』第78巻第4号、2020年を参照。

ロシアの旅順・大連湾租借の一側面

広 野 好 彦

One aspect of the lease of Port Arthur and Dalny by Russia

HIRONO YOSHIHIKO

ABSTRACT

The purpose of this article is to review the historical process of the lease of Port Arthur and Dalny by Russia, mainly relying on a recently published "Port Arthur and Dalney 1894-1904, the last colonial plan of the Russian empire." This reference book contains hundreds of unpublished materials taken from Archive of imperial Russian foreign policy, Russian national military archives, Russian national historical archives, and Russian national naval archives, and so on.

Firstly, the initiative of the lease belongs to the Russian Foreign minister, M.N.Muraviev. Finance minister, S.Iu, Witte insisted on the responsibility of Muraviev in the catastrophe in Manchuria and in the war with Japan in his memoirs. Witte criticized Muraviev in his threatening way to China to get the ports. He stressed his peaceful penetration in China as the best policy. But the difference between the two measures is very negligible from the point of view of China.

Secondly, the decision-making process in Russia was analyzed. In this, war minister A.N.Kuropatkin played a considerable role in deciding on the scale of leased land, the use of the newly acquired ports, and so on. In contrast, the naval minister was very passive. From the start, the Russian navy had been interested in not Port Arthur but the southeast side of the Korean peninsula. During the negotiation between Russia and China, the

commander of the Russian Pacific squadron recited the defects of Port Arthur. Considering that activities of the Russian Navy in the south of the Korean peninsula would irritate Japan, Muraviev tried to stop them.

※はじめに

И.В.ルコヤノフとД.Б.パヴロフ編纂の史料集『旅順と大連、1894－1904年、ロシア帝国の最後の植民計画』を通読した¹⁾。タイトルからも明らかかなように、租借地旅順と大連に関するロシアの植民政策の史料をまとめたものである。今まであまり扱われてこなかった分野であり、関心をそそられた。ここには、ロシア帝国外交政策文書館、ロシア国立軍事史文書館、ロシア国立歴史文書館、ロシア国立海軍艦隊文書館に所蔵されている未公刊史料を含む300点ほどが収録されている。史料が関わる10年余りの年月とこの史料数を考えれば、史料集の特質はロシア統治期の旅順と大連の概観のためというのが穏当である。私は、植民地としての旅順や大連に関心がないわけではない。しかしむしろロシア側から見たその租借の経緯、外交史的側面に大いに関心がある。そしてこの関心にこたえる史料もそれなりに充実していた。

我が国におけるこの時期を扱った先行研究には、最近の代表的なものだけでも、和田春樹『日露戦争 起源と開戦』上下（岩波書店2009年）、麻田雅文『中東鉄道経営史 ロシアと「満洲」1896－1935』（名古屋大学出版会、2012年）という重厚な著作があり、旅順・大連の租借も大きなパースペクティブの中でスマートに描かれている。ただ、私はロシアの租借の論理がどうしても呑み込めなかった。ロシアは当初清国に対して借款を提供し、その対価として租借を試みた。しかしその借款が失敗したにも関わらず、ロシアは租借をおこなっているのである。また、ロシアは日本に対して何を感じていたのか。ウイッテ（Витте Сергей Юрьевич）が昔から指摘していた、三国干渉で日本を払いのけた地に入ることに何の疑問も抱かなかったのか²⁾。私の長年の宿題にこたえるために、この史料集の史料を並べて、答えに近づこうとしたのが以下の論である。なお暦は西暦を用いている。

1) Сост. И. В. Лукоянов, Д. Б. Павлов, Порт - Артур и Дальний, 1894-1904 гг.; последний колониальный проект Российской империи, М.; СПб., 2018.

2) Сергей Юрьевич Витте, Воспоминания т.2, Москва 1994, стр.127.

※ロシアの旅順と大連への関心

さて、史料集の編纂者の意図は、租借以前にもロシアは旅順や大連に関心があり、そのために調査がおこなわれていたことを示すことにあるようだ。それは否定できないのであるが、極東における様々な地点との比較における旅順と大連の位置づけはどのようなのであろうか。

この史料集の最初には1894年5月6日付の、清国と日本における公使館付武官陸軍大佐ヴォガーク（Вогак Константин Ипполитович）の参謀本部軍事教育委員会事務主任フェリドマン（Фельдман Федор Александрович）陸軍中將宛の報告の抜粋が掲載されている。そこにはヴォガークの旅順に対する評価が示されている。端的に言えば修理工場や乾ドックなどの港湾施設には良い印象を得たが、港の規模が小さいことに驚いている。

「清国北洋艦隊にとってさえない不十分である。いわゆる内部湾には、確かにおよそ14隻が停泊することができる。しかしここからそれらが出るためには、非常に多くの時間を必要とする。外部停泊地にある唯一の狭い出口は、敵の数隻の船により封鎖されるであろう。そして敵の圧力があれば、ここに入った船は、再び大洋に出るのは困難であろう。」

そして次のように判断を下す。

「清国での主要な軍港として旅順を選択することは、戦略的観点から首尾よいと認めることはできない。清国本土とのしっかりとした交通手段がない状態で、北部沿岸に位置するためである³⁾。」

ヴォガークの旅順口閉塞作戦を予見させる記述には舌を巻くところがある。彼の旅順に対する評価は高くはない。もっともヴォガークは陸軍に属している。海軍の見解は異なるかもしれない。

次に興味深いものは、「1895年2月1日付の特別会議議事録」である。日清戦争に関係し、日本の勝利が見えて、講和が迫るが、まだ日本はその条件を明らかにしていなかった。その中で、極東におけるロシアの利益を

3) Из рапорта военного агента в Китае и Японии полковника К.И. Вогака генерал-лейтенанту Ф.А. Фельдману о результатах посещения порта Артур, 26 апреля / 6 мая 1894 г., Порт - Артур и Дальний, стр.43-44.

保護するためにいかなる手段をとるのかという問題が審議された。朝鮮の独立を名分として戦われた日清戦争との関連から、朝鮮半島が問題になり、ロシアが巨済島を占領し、朝鮮海峡の航行の自由を確保するべきかどうかということが論じられた。その中で海軍担当大臣チハチョフ（Чихачев Николай Матвеевич）は、次のように問いかけた。

「もし旅順や威海衛のような港湾が、日本の掌中に入るのであれば、私たちの利益は侵害されるのかどうか。そしてそれにより外務省の見解では、一般的に極東におけるロシアの利益は侵害されることになるであろうか。」

これに対して外務次官シシキン（Шишкин Николай Павлович）は次のように答えている。

「直隸湾は多かれ少なかれロシアの影響範囲に入るので、当然のことながら、旅順や威海衛というこの湾の沿岸に日本が定着することは、ある程度私たちの利益を侵害することになるはずである。しかし、もし日本が朝鮮を領有するのであれば、何よりも私たちの利益は侵害されるであろう。ついでながら、このことは、日本が朝鮮の独立を侵害する意図はないと、私たちに対して保証をしていることから目下のところ懸念するのは時期尚早である。」

外務次官によれば旅順や威海衛に日本が定着することは、ある程度ロシアの利害を侵害するが、それよりも日本の朝鮮領有がロシアの利益を損なうということである。

また皇族であり海軍出身の議長アレクセイ・アレクサンドロヴィチ（Алексей Александрович）大公は万一の場合、巨済島を占領するのが有利であるとする。

「議長殿下は、極端な場合、朝鮮の巨済島その他の地点を占領するのが私たちにとって有利であると明らかにするのが有益であると認識している。殿下は次のように考えている。巨済島を占領してから、私たちは、それを維持するために、相当の陸海軍勢力を持たなければならない。」

海軍担当大臣もそれに歩調を合わせる。

「巨済島占領は、日本との争いを引き起こさないという重要な利点がある。これに対して、例えば元山のような、朝鮮領土の一地点を占領するこ

とは、この地点の戦略的重要性に鑑みて、日本から確実に抗議を引き起こすであろう。当然、満州の一部を占領することが最良であろう。その時は、日本による旅順や威海衛占領が、ロシアにとって意義を持たないであろう⁴⁾。」

海軍担当大臣によれば、巨済島占領が日本の抗議を引き起こさず、元山占領が抗議を引き起こす根拠は、「戦略的重要性の違い」で説明されるが、理解に苦しむ。また唐突に満州の一部を占領することが最良とあるが、どこを占領することを予定しているのだろうか。日本が旅順と威海衛を占領することが前提となっているから、それ以外ということになろうが、よくわからない。

要するに海軍当局はこの時期、極東の海域に対するあまりはっきりとした概念を持っていない。そもそもこの会議は、外務省主導の会議であり、海軍は旅順や威海衛に対する独自の情報や視点を持っていなかった。すなわち、旅順や威海衛はこの時点で海軍の欲するところではない。海軍の関心があるのは、朝鮮半島の港湾や朝鮮海峡における航行の自由の保証であった。

もちろんこの会議ではロシアの日清戦争に対する待機主義的態度は変わらず、具体的なことは何も決まらなかった。ロシアの指導者の極東認識がこの程度のものであったのである。

さらに三国干渉を決定する特別会議が4月11日に行われる。その時点ではすでに日本の講和要求は明らかになっていて、その中における遼東半島の割譲がロシアを不安にさせていた。そしてウィッテ財務相が中心となって、日本に大陸上の拠点を持たさないようにと議論を導いた。だが、その際に旅順・大連湾の重要性が強調されたわけではなかった。ウィッテもこの時点では、旅順・大連湾をシベリア鉄道と連結させることには現実には取り組んでいなかったし、彼の構想にもなかった。なお、海軍の利益を代表したアレクセイ大公は、日本をイギリス側に押しやるかもしれないとして、必ずしも対日勧告には積極的ではなかった⁵⁾。

4) Журнал Особого совещания 20 января/ 1 февраля 1895 г., там же, стр.46-52.

5) 拙稿「日清戦争とロシア」、『大阪学院大学国際学論集』第24巻第1.2号、2013年12月、31-32頁。

※ムラヴィヨフ外相の活動

極東情勢が急展開したのは、ドイツの動きのためである。山東省におけるドイツ人宣教師殺害を口実に、1897年11月14日、ドイツ東洋艦隊は膠州湾を占領した。11月1日、露清銀行北京支店長ポコチロフ（Покотилов Дмитрий Дмитриевич）は、ウィッテ財務相に対して、総理衙門がパニックに陥ったこと、李鴻章が駐北京ロシア臨時代理公使パヴロフ（Павлов Александр Иванович）に対して、ドイツの行動を監視し、清国を助けるために、ロシア艦隊の膠州湾派遣を求める電報を打つよう要請したことを報告した⁶⁾。

このような状況の中、11月23日、ムラヴィヨフ（Муравьев Михайл Николаевич）外相は皇帝に宛て、ロシア艦船による大連湾占領に直ちに着手することを進言する覚書を提出した。

覚書の第一の骨子は、海軍の膠州湾に対する態度の批判である。日清戦争後、極東におけるロシア艦隊の停泊地を探す試みに関して、太平洋艦隊司令官海軍中將トイルトフ2世（Тыртов Сергей Петрович）は膠州湾を適当とした。当時膠州湾は外国に閉ざされていた。ロシアの外交当局は清国と交渉して、その湾を開かせたのである。しかし1895-96年の冬期にロシア艦船は、ほんの数日そこに停泊したにすぎなかったのであった。

第二に、海軍が主張している朝鮮の東南部を確保することに否定的な態度である。海軍が予定している釜山における土地区画の確保を取り上げ、戦略的重要性の点から、日本がそれを敵対的と受け取ること。さらに、釜山は日本海軍の影響範囲に近接し、「極東における私たちの主要な作戦基地から離れている」のでロシア太平洋艦隊の支点にはなりえないとするのである。

第三に、大連湾の優位性が指摘されることである。「遼東半島の南東の広い大連湾には、4つの素晴らしい湾がある。」「私たちの領事により現地 で収集された情報によれば、大連湾は決して冬季に凍結しない。」

6) Донесение Д.Д.Покотилова С.Ю.Витте 5/17 ноября 1897 г., там же, стр.66-68.

さらに進んで、朝鮮の東南岸の港に対する大連の優位性が述べられる。

「日本との関係断絶、日本による即時の釜山港占領と朝鮮海峡封鎖の場合、朝鮮の東海岸において唯一の支店しか有していない私たちの艦隊は、日本領海内部に完全に閉じ込められ、主要な作戦基地から完全に切り離される。これに対して、日本のこのような敵対的行動の場合、遼東半島に港湾を持っているという状態では、私たちの艦隊の艦船には、黄海を通じる出口が完全に開かれたままであろう。」

日本が朝鮮南部を占領しても、大連を保有していれば黄海に通じる出口があるということだ⁷⁾。

この覚書は皇帝の支持を得た。かくして11月26日、特別会議（陸軍大臣、海軍担当大臣、財務大臣、外相）が招集されることになる。そしてその会議ではウィットの占領反対の主張が受け入れられ、ムラヴィヨフの主張は退けられ、皇帝はそれをいったんは容れる。この会議に関するウィットの覚書（議事録）がある。文書の性質上ウィットの反論はクリアカットに表現されている。

「このような同盟条約〔露清密約〕ののちにおいて、清国において侵略をおこなうことはありえないと思われる。」

「旅順占領は、この港と満州本線との接続のために、新たな巨大な犠牲が必要とされるであろう。しかしこのための巨大な支出のほかに、数年が必要である。他方この期間、旅順はロシアから切り離される。すでにこの状況だけでも、旅順占領の合目的性に疑問を抱かせるようになりリスクである。」
「大シベリア鉄道にとって、一般的にロシアにとって、極東の太平洋に出口を持つのが極めて望ましいこと。私たちの東方への前進運動は、これにて終わるはずであることを十分理解している。しかしこのためには時間が必要であり、述べられたことは、強制力ではなく、友好的協定により達成する必要がある。」

財務相の主張は、要するに清国に対する「平和的浸透」を述べたものである。また海軍担当大臣も次のように旅順の意義に対して疑問を明白に呈

7) Всеподданнейшая записка министра иностранных дел графа М. Н. Муравьева о политике России на Дальнем Востоке 11/23 ноября 1897г., там же, стр.60-64.

しているのは興味深い。トイルトフ（Тыртов Павел Петрович）は「旅順が、極東における海軍省の要求を、実際のところ充たすような港であるということに疑問を表明した。彼の見解によれば、朝鮮沿岸に、海軍省の必要を大いに充たす港湾が存在しているという。これとは別に、海軍担当大臣は、財務相により提示された考察が、特別の注意に値すると述べた⁸⁾。」海軍は相変わらず朝鮮沿岸の港湾に固執しているのである。

しかしその後事態が動く。清国側との合意の上でロシア艦が旅順に派遣される。すなわち、11月15日の李鴻章の招請を受ける形で、12月11日、長崎に停泊していた海軍少将レウノフ（Реунов Михаил Алексеевич）指揮下の数隻に対して、旅順に向かう旨の指示が出されたのだ⁹⁾。ロシアでは、イギリスが旅順を占領するかもしれないという不安が支配的だったようである¹⁰⁾。清国側の意図は、ドイツの膠州湾占領に対して、ロシアを引き込み、ドイツを退去させることであった¹¹⁾。

※対清借款交渉

このような中、12月14日、清国側からポコチロフに対して借款保証の要

-
- 8) Записка Витте о совещании 15/27 ноября 1897 г., там же, стр.68-71. 日付に関しては、他の史料と照らし合わせて、11月26日（西暦）を採用した。
- 9) Телеграмма графа Муравьева Павлову в Пекин 29 ноября/11 декабря 1897 г., там же, стр.72.
- 10) Из телеграммы Ф.В.Дубасова А.Н.Шпейеру 20 ноября/2 декабря 1897 г., там же, стр.71.
- 11) 12月13日、ムラヴィヨフ外相は皇帝に覚書を奉呈している。膠州湾を占領したドイツと黄海における影響範囲の分割に入る提案である。「直隸、遼東、朝鮮沿岸より北は、私たちの完全な管理のもとに入り、他方山東沿岸から南の地域は〈…〉ドイツの政治的影響力の範囲に入るとのことである。」「私たちの影響範囲に隣接して比較的弱体なドイツ海軍勢力が存在することは、重大な政治的ライバルであるイギリスと日本の山東半島における侵略の可能性を妨害するであろう。同時に、清国の南から北へと向かうイギリスの漸進的な動きに対する障害ともなるであろう。」（Всеподданнейшая записка графа Муравьева 1/13 декабря 1897г. там же, стр.74-76.）
- ムラヴィヨフ外相は清国に対して友好を説くが、あくまでもそれは名目にすぎないこと。彼は極東での勢力均衡を念頭に置いていたことがうかがえる。

請があった。日清戦争の賠償金支払いの第3回期限が1898年春に来る予定であり、その額は約1億万両であった。ウィッテ財務相は、ロシアが引き受けるための8か条の条件をポコチロフに提示している。

まだ要求が整理されているとは言い難いが、その条件を列挙すると次のようになる。

- 1) 借款の確かな保証。
- 2) 東清鉄道南方延長に対する無条件の許可の再確認。
- 3) 満州の三つの省だけでなく、モンゴルにおいても、鉄道建設など事業経営をロシア人以外の外国人に許さないという義務。
- 4) 東清鉄道建設のための土地収用や資材獲得に関して、地方官憲の妨害を、永遠に例外なく取り除くこと。
- 5) 東清鉄道建設のために必要な国有地、国有資材を無償で提供すること。
- 6) 松花江とそのすべての支流において東清鉄道の船隊航行に対するあらゆる障害を取り除くこと。

これとは別に、借款協定に調印すると同時に、清国政府のなすべきこととして次のものが挙げられている。

- 7) 東清鉄道理事会に対して、東清鉄道本線から、黄海沿岸で営子〔営口〕の港以東において鉄道理事会により選定される湾までの鉄道支線建設利権を与えること。
- 8) この湾選定後、そこにおいてロシアの義勇艦隊のための港を建設する場所を選定することをロシアに許すこと。さらに、この港にロシア国旗を掲げるすべての船の入る権利を有すること¹²⁾。

分かりにくいのは、7)と8)が1)～6)までと別カテゴリーになっていることである。ポコチロフの理解によれば、7)と8)は、1897年5月、清国側から東清鉄道理事長ウフトムスキー（Ухтомский Эспер Эсперович）にすでに与えられていたものである。ポコチロフは、ウィッテの電報受領後、条件を李鴻章に提示したが、7)と8)はあえて提示しなかった。もし提示した場合、その許可の無条件性を疑うことにならな

12) Телеграмма Витте Покотилову в Пекин 4/16 декабря 1897 г., там же, стр.156.

り、蒸し返すようなことは慎むべきと考えたからであるという¹³⁾。これと関係のある2)を提示すれば、李鴻章は理解するであろうということなのであろう。

それはともかく、ウィッテは、借款供与を梃子にして清国から、満蒙での独占的利権、東清鉄道支線敷設、その終着駅としての港湾などを獲得しようとしていることが見て取れる。ムラヴィヨフ外相はこのような手法に疑問を持っていた。前掲の皇帝宛覚書の最後に「東洋民族は、何よりも力と権威を尊重する。この民族の支配者に対するいかなる提案や助言も、目的を達しない」と言い切っていた。

ロシア側の文書から見ると、李鴻章は術策の限りを尽くして借款交渉においてよりよい条件を得ようと努めている。例えばイギリスを持ちだす。そして、イギリスがロシアの借款保証に同意しないようにと述べていると訴えている。

それに対してポコチロフは厳しく反論する。

「私たちの提案を清国が拒否することは、私たちに有利なだけである。なぜならば、満州に関する私たちの要求の遂行を、借款許与なしに得ることができるからである。」

つまりロシアは、借款供与の成否にかかわらず、実力で満州に関する要求を実現する可能性を示唆していたのである¹⁴⁾。

この脅しは、ムラヴィヨフ外相の発言で裏付けられた。彼はパヴロフ公使に対して清国側に次のように述べることを求めた。旅順と大連を保持する意向なしのとの書面を出すように清国から求められたことに対して、「露清間の友好的関係に合致しない不信の表れ」と断言すること。ロシアは領土的獲得の意図を持っていず、政治的状況が許すのであれば、ロシア艦隊は旅順と大連を離れること。そのうえでさらに、直隸湾または朝鮮海峡において十分に安全な停泊地をロシアに供与することを求めたのである¹⁵⁾。

13) Донесение Покотилова Витте 9/21 декабря 1897 г., там же, стр.157.

14) Из телеграмм Покотилова Витте 18/30 декабря 1897 г., там же, стр.158.

15) Телеграмма графа Муравьева Павлову в Пекин 23 декабря 1897 г./ 4 января 1898 г., там же, стр.83.

ロシアの港湾要求に驚いた李鴻章は、ポコチロフを通じてウィッテに窮状を訴える。さらに清国が期待したイギリスの借款条件も芳しくなかったようでもある。ポコチロフによれば、「この条件のうち、私は、一つだけを知ることができた。すなわち、大連湾を外国の通商のために開くというイギリスの要求についてである。」

李鴻章はロシアとの借款交渉再開にあたり、東清鉄道支線の終点として鴨緑江河口の大東溝を指定、清国の自力での鉄道建設、露清銀行と総理衙門の間の借款交渉を希望した。ポコチロフの返事は、前二者に対してはスルー。後者に対しては否定的であった。「借款はロシア政府の保証とともに締結されるのであるから、この件に関する協定が、民間の株式会社である露清銀行により調印される契約という非公式的形式で実現されることはありえないであろう¹⁶⁾」。

借款に関する要求をムラヴィヨフ外相は、1898年1月11日、パヴロフ公使に打電した。

- 1) 借款の確かな保証。
- 2) 満州の三つの省だけでなく、モンゴルにおいても、鉄道建設など事業経営をロシア人以外の外国人に許さないという義務。
- 3) 本線から、営子以東の黄海において鉄道理事会により選定された湾までの支線の建設と経営に対して東清鉄道の利権を拡張すること。
- 4) 鉄道理事会に対して、港湾を作るための土地を該湾において選択することを許し、しかもこの港には、ロシア旗を掲げるすべての船舶が入る権利を有すること。

さらに交渉地はペテルブルクとすること。清国全権に駐ベルリン公使許景澄が望ましいとする。そのうえで交渉期限が2週間以内とされた。ロシアの清国に対する「友好的な援助」をイギリスとの取引の道具にされないためとされる¹⁷⁾。

16) Донесение Покотилова Витте 27 декабря 1897 г./ 8 января 1898 г., там же, стр.159-161.

17) Телеграмма графа Муравьева Павлову в Пекин 30 декабря 1897 г./ 11 января 1898 г., там же, стр.161-162.

この要求の内容については、12月16日付のウィッテの要求が若干整理されていることが見て取れる。ただしその根幹である借款の代償としての、満蒙での利権独占、鉄道支線、港湾利権等の形は変わっていない。史料集編纂者の注記によれば、このテキストはウィッテにより書かれたとあるのでこれは当然ではあるが。

ポコチロフのウィッテ財務相宛報告からは、清国の抵抗の様子が窺われる。パヴロフ公使は、清国側の借款発行条件を有利に変更する要求に、「ロシアの友情の維持について話をする問題において、金銭的計算にあえて心を奪われている」と憤激していることを伝えている。またイギリスのマクドナルド（MacDonald Claude Maxwell）公使が総理衙門の諸大臣を脅しつけている様子も知らせている。

「北方においてロシアに許される優先権や特典を、イギリスは、南部においてお釣りをつけて請求するであろう。清国は、イギリスにとってこの借款において非友好的に行動したことを、ひどく後悔するであろう。」

イギリス公使は、清国に対してロシアの借款拒否を求めているのである¹⁸⁾。

英露を競い合わせて有利な条件を得るという清国の方針はうまくいかず。結局のところ外債は中止、国内債発行ということになる。もっとも国内債もうまくいかず、3月1日、香港上海銀行とドイツアジア銀行が仲介をした、1,600万ポンドの借款協定が結ばれる。イギリスやロシア政府の保証はない。

さて、2月上旬、ムラヴィヨフ外相にとっては新しい段階が到来した¹⁹⁾。「政治的利益」を、ロシアの借款供与とは別に引き出すのである。

2月20日、ムラヴィヨフはパヴロフ公使に対して訓令する。財政的苦境にある清国が、イギリスと借款協定を締結することに関して援助するというのである。

「この重大な奉仕と引き換えに、清国政府は、旅順と大連湾を、清国の主権を侵害することなしに、非常に短期間、山東においてドイツに提示さ

18) Из донесения Покотилова Витте 15/27 января 1898 г., там же, стр.166-168.

19) Письмо графа Муравиева Вигге 27 января/8 февраля 1898 г., там же, стр.169.

れたのと同様に、私たちが租借利用することを書面で保証する義務を負う。それとともに東清鉄道に対して、本線から大連湾までの特別支線を建設する利権を今までと同じ条件で付与する義務を負う²⁰⁾。」

さらにムラヴィヨフはこの決定が不退転であることを伝えた²¹⁾。

これに呼応しパヴロフ公使は、租借と鉄道利権の交渉に即座に着手すべきと意見具申をする。しかも「あらゆる手段を遂行する」ことが必要とした。「私たちの艦隊の要求とその防衛のための港湾施設に関する準備作業を精力的に遂行すること、鉄道路線に沿った実際の調査を遂行すること、もし必要であれば、相応の陸戦隊を上陸させることである」。すなわち、清国との協定締結に先立ち既成事実を作り上げること、さらには軍事力を見せつけることである²²⁾。

ただし陸戦隊の上陸には海軍は否定的であった。太平洋艦隊司令官ドゥバソフ（Дубасов Федор Васильевич）は次の理由を挙げる。現状では戦力は不十分であり、「全艦隊を伴ってはじめて、十分な数の陸戦隊を上陸させることができる」こと。清国の自尊心を損なうこと。外部の注目を引き付け、「イギリスの側からの敵対的行動を引き起こす」からだ²³⁾。

※租借要求

3月3日、パヴロフ公使はロシア側の要求を出した。これに関して総理衙門の会議において次のような方針が提案されたと彼は報告している。

1) 清国はロシアに対して、旅順と大連湾における土地区画の利用を委ねる。両国政府は、区画の規模と正確な境界、地代やその他の詳細を取り決めること。

20) Телеграмма графа Ламздорфа Павлову в Пекин 11/23 февраля 1898 г., там же, стр.170-171.

21) Телеграмма графа Ламздорфа Павлову в Пекин 11/23 февраля 1898 г., там же, стр.171-172.

22) Телеграмма Павлова графу Ламздорфу 16/28 февраля 1898 г., там же, стр.92-93.

23) Телеграмма Дубасова управляющему Морским министерством 22 февраля /6 марта 1898 г., там же, стр.95-96.

- 2) 清国政府は、ロシアが租借した区画領土における主権を保持する。
- 3) ロシアは、これらの区画において、ロシアの艦隊と部隊ならびにこの地点の防衛に必要とされる建築物を自己の勘定で建設する義務を負う。
- 4) ロシアは、この地点を鉄道で本線と早期に結ぶように促す義務を負う。この目的のために、清国は、本線に対する現存の利権と同じ条件において、大連湾から本線までの支線のための利権を東清鉄道会社に供与すること。

なお最終協定の締結と調印のための期限は、3月27日とされた²⁴⁾。

ポコチロフのウィッテ宛報告によれば、パヴロフの要求は清国側を驚愕させたという。このときすでに清国は大きな努力を払って、イギリスまたはロシアの政府保証を受けずに借款ができていたのである。清国側が北京の外国公使館に対してロシアに対する不平を述べたり、在独の許景澄公使をロシアに派遣し皇帝に直接訴えようとする様子を彼は描いている。もちろんポコチロフの側からは、借款供与と租借や鉄道の要求とは、別のものであるということを手で警告していたのであるが²⁵⁾。

上記の四つの方針から見れば、旅順と大連湾の租借ならびに鉄道支線建設がロシアの要求の核であり、ロシアの軍事力を前にしては、清国はこれら要求を認めるほかないということが窺われる。清国のためには、2) におけるように、租借地において名目的に主権を維持していると主張すること（これはのちの北京協定第1条に組み入れられている）。3) におけるように、当然ではあるが、ロシアの自己負担で租借地の整備をする項目が入っているにすぎない。

清国との交渉を始めると同時に、2月28日、パヴロフ公使は、今後の交渉の指針として次の5点についてロシア政府に対して指示を求めている。

- 1) 租借の最短期限、2) 租借地の規模とそれのおおよその境界、3) 租借地における清国軍事力の排除要求。またドイツの例に倣い、清国部隊が、私たちの同意により許容される周辺的地帯の確立について、4) ロシア艦

24) Телеграмма Павлова графу Ламздорфу 20 февраля/4 марта 1898 г., там же, стр.93-94.

25) Донесение Покотилова Витте 24 февраля/9 марта 1898 г., там же, стр.172-174.

船とならんで清国艦船が、旅順と大連湾の全港湾施設の利用許可を得ること、5) 清国軍艦に対してウラジオストクの港湾施設と倉庫の利用を保証すること²⁶⁾。

手元にある限られた文書から見れば、このパヴロフの問いに対しては、ロシアにおいて各大臣が自己の管轄に関する問題に個別に対応し、共通する問題は特別会議（3月8日）を開催して調整することで、清国に対する追加的要求が作り上げられている（特別会議に出席したのはムラヴィヨフ外相、ウィッテ財務相、クロバトキン（Куропаткин Алексей Николаевич）陸相、トイルトフ海相、アヴェラン（Авелан Федор Карлович）軍令部長、サハロフ（Сахаров Виктор Викторович）参謀総長）。

2月28日から調整が開始された。交渉における細部の調整がなされる様子を見てみると、交渉のドタバタさ加減が窺われる。

3月11日、ムラヴィヨフ外相はパヴロフ公使に交渉の詳細にわたる訓令を送った。

「1. 租借期限。港湾と領土のためには、25年程度。本線から南の港までの鉄道支線のためには、期限と条件は、東清鉄道の利権におけるものと同じ。

2. 土地の規模。西岸のアダムス港から、私たちの領有しているアダモフ・ピークを含み、東岸の貔子窩に至る線に沿った関東半島の全ての面積。

同時に、中立地帯を設定しなければならない。それを、言及された線から北の、西岸における営子から大孤山を経由して半島東岸の五道河口に至る直線に沿った境界線に広げる。

3. 租借領土には、警官を除くほか、いかなる清国軍も許容されるべきではない。しかし、初期においては、一定規模において、そしてロシア官憲に従属することを必須条件として、清国軍が許容される。中立地帯においては、同じ軍隊は、ロシア官憲の許可を伴って初めて許容される。

租借領土において、私たちは完全な主人となる。陸海の軍事司令部と最高文民行政は、一人の人物に集中されるべきである。内政は、一時的に清

26) Телеграмма Павлова графу Ламздорфу 16/28 февраля 1898 г., там же, стр.92-93.

国人に委ねられるが、私たちの指導のもとに置かれる。

4. 清国軍艦は、旅順と大連湾で許容される。旅順は外国の軍艦と商船にとっては閉鎖されていると考えられる。大連湾は、その中の一つの湾を除いては、通商のために開かれる。

5. 清国軍艦は、ウラジオストクにおいて友好的な歓待が示され、私たちの港湾施設を利用する権利が許される。

既述のこと以外に、シベリア鉄道本線から南に向かう支線敷設に伴う権利を確保することを私たちは必要と認める。それを旅順に向かわせるのが困難である場合は、営子の町から鴨緑江河口に至るまでの遼東の最適の土地の一つにこの支線の終点を有することを必要と認める。

必要がある場合、私たちの主張を支持するために、ウラジオストクからただちに部隊が移動する。それは、上陸の必要性が現れるまで、海軍少将ドゥバソフの艦隊の編成中にある義勇艦隊にとどまることになる²⁷⁾。」

訓令の1から5は、パヴロフ公使の問いかけに大まかに対応していることがわかって。ひとつずつ項目を検討しよう。

租借期限であるが、これに関しては真っ先にウィッテ財務相が25年、鉄道に関しては36年と提案している²⁸⁾。他方クロパトキン陸相が、99年、最低でも50年を主張している²⁹⁾。しかしこれらの意見は重視された節がないし、3月8日開催の特別会議でも租借期限は議論されなかった。実は、3月7日、ムラヴィヨフ外相は、パヴロフに対して、完全なものでないと断りながら、部分的に指示を出しているのであるが、そこにはすでに租借期限25年とあった³⁰⁾。ロシアは租借期限を、ドイツの膠州湾に対する99年よりもはるかに短い25年と自ら設定したのである。北京協定第3条において、期限は「協定調印の日から25年と定められ、それはのちに両政府の間

27) Телеграмма графа Муравьева Павлову в Пекин 27 февраля/11 марта 1898 г., там же, стр.102-104.

28) Письмо Витте графу Муравьеву 21 февраля/5 марта 1898 г., там же, стр.94-95.

29) Письмо Куропаткина графу Муравьеву 23 февраля/7 марта 1898 г., там же, стр.96-98.

30) Телеграмма графа Муравьева Павлову в Пекин 23 февраля/7 марта 1898 г., там же, стр.98.

の相互協定により延長されうる」と延長の含みを持たせる表現となった。ロシアと清国の力関係から考えて、延長は問題にならないほどたやすいと考えられたので、25年に甘んじたのであろう。ロシアが租借地を25年で放棄する意図があったとは思えない。

土地の範囲については、クロパトキン陸相だけが、租借地と中立地帯と分ける枠組みを提示し、さらにそれぞれの明確な範囲を示し、議論を導く。さらに特別会議でも議論になっている。

租借地自体の範囲については、3月11日付の追加訓令に示されているとおり、クロパトキンの提起したものを特別会議が裏書した。中立地帯については、クロパトキンの当初案は、北限が營口、遼陽、鳳凰城、義州を通り、遼東半島全域をカバーし、下関条約で日本に認められた範囲にほぼ等しい広大なものであった³¹⁾。それが特別会議では、追加訓令に示されているように、クロパトキン案よりも全体的に北限のラインが南方へと移されている³²⁾。

なお、租借地と中立地帯の範囲については、北京協定には記されなかった。5月7日、サンクト・ペテルブルクで調印された追加議定書に記された。結果のみ記せば、租借地の範囲は、ほぼクロパトキン案の通りである。中立地帯は、西岸のみ境界が南に移動している。おそらく開港地の營口を中立地帯に含めないことが露清間で合意された結果と思われる³³⁾。

3) に関してもクロパトキン陸相が主体的に意見を述べ、さらに新しい視点を提示した。租借地には原則として清国軍は許されないこと（北京協定第4条）。中立地帯の行政は、清国に残されるべきであるが、清国軍は、ロシアの同意のもとこの領土において許可されると提言する。さら

31) Письмо Куропаткина графу Муравьеву 23 февраля/7 марта 1898 г., там же, стр.96-98.

32) Журнал Особого совещания 24 февраля/8 марта 1898 г., там же, стр.99-100.

33) 追加議定書4条によれば、中立地帯の範囲は次の通り。「北限は、遼東半島西岸の蓋州河河口から始まり、南方の岫巖でとまり、大洋河まで、そしてその川の左岸に従いその河口に至るまで。河口は中立地帯に入る。」条文については、以下を参照した。The Maritime Customs, *Treaties conventions etc. between China and Foreign States*, Vol.1, Shanghai, 1917.

に、租借地におけるロシア人最高司令官は一人であることを提案する（北京協定第4条）³⁴⁾。この問題については、軍の専管とみなされたのか、特別会議の議題にはならなかった。その後、租借地の最高司令官について、海軍大臣の意見として、クロパトキンの意見と同様に、「陸海の軍事指揮ならびに最高文民行政は、一人の人物の掌中に集中されるべきである」ことが報告された³⁵⁾。この後、旅順の最高責任者は、海軍出身者となった。

そもそも4)のもとになるパヴロフの問いかけは、旅順と大連湾を清国に閉ざすのであれば、清国は新しい艦船を清国北部で維持できないということに端を発する。この問題にも、クロパトキン陸相が意見を述べ（もっともパヴロフの問いかけに、陸相は、旅順と大連湾の清国軍利用は海軍の判断に従うとして、この問題は海軍の専管であることを指摘している）、旅順は外国の軍艦や民間船に対して閉ざされ、大連は一部を除いて通商のために開かれると提案している³⁶⁾。

この問題は特別会議の議題にならず、その後海相が「初期において、旅順と大連湾に清国の軍艦を許容することができると考え。すなわち、軍艦の増加する数が、自国船の障害にならない期間である」という意見を述べている³⁷⁾。ただしこの意見はムラヴィヨフ外相により修正をうけている。「それら〔清国船〕の増加する数が、自らの船のための制約とならない限り」の箇所が削除されている³⁸⁾。許可の可否が現地官吏の判断に依拠することになることが懸念されたのであろう。

大連湾を通商に開くことについては、海軍からは特に意見が出されてい

34) Письмо Куропаткина графу Муравьеву 23 февраля/7 марта 1898 г., там же, стр.96-98.

35) Письмо Тыртова графу Муравьеву 25 февраля/9 марта 1898 г., там же, стр.100-101.

36) Письмо Куропаткина графу Муравьеву 23 февраля/7 марта 1898 г., там же, стр.96-98. もっとも大連湾が通商のために開かれるという文言は北京協定にも追加議定書にも含まれなかった。

37) Письмо Тыртова графу Муравьеву 25 февраля/9 марта 1898 г., там же, стр.100-101.

38) Письмо графа Муравьева министрам Тыртову, Витте и Куропаткину 26 февраля/10 марта 1898 г., там же, стр.102.

ない。

さらに5)のもととなるパヴロフの提案は、彼自身が「擬制」と明言する。その目的は、清国人の自尊心に訴えることである。これに対しては海軍側が賛同し、清国によるウラジオストク港とその施設利用が許可された³⁹⁾。ただし、ムラヴィヨフ外相からは、これに対して、「互恵の権利に基づき、この港におけるその他の権利や特権を清国人に主張させる根拠を与えないために」、この条件を含まない方がよいとの否定的見解が表明された⁴⁰⁾。これが影響しているのか、上記のように3月11日の追加訓令では明確に示されたこの項目は、実際の協定や追加議定書にはその痕跡を見つけることができない。

すでに清国に要求を出していたゆえに、パヴロフの問いかけに含まれなかった鉄道支線建設の権利に関する項目も訓令には含まれている。この項目は特別会議で審議されその結論に記載されている。そしてほぼ訓令のままの形で北京協定第8条に組み込まれることになる。

しかし5月7日付の追加議定書では、支線の終点については、旅順や大連湾において困難がある場合、「営子の町から鴨緑江河口に至るまでの遼東の最適の土地の一つにこの支線の終点を有する」という留保条件が削除された。清国側がこの留保条件を嫌がり、ロシアが譲歩をしたという形になっている。そして支線の終点は旅順または大連と限定されることになった。

さらに最後に示されている、交渉に必要がある場合、軍事力を使用する際の準備に関しても、特別会議の決議の中にある。

なお、上記の追加訓令にはニコライ2世の注記が付いている。「これによってのみ、私たちは、清国人をして日本人あるいはイギリス人の抱擁に追いやることがなかったのであった⁴¹⁾。」わかりにくい表現ではあるが、

39) Письмо Тыртова графу Муравьеву 25 февраля/9 марта 1898 г., там же, стр.100-101.

40) Письмо графа Муравьева министрам Тыртову, Витте и Куропаткину 26 февраля/10 марта 1898 г., там же, стр.102.

41) Телеграмма графа Муравьева Павлову в Пекин 27 февраля/11 марта 1898 г., там же, стр.102.

清国人には力でもって臨んだのでロシアになびいたということであろうか。当時の清国人観の一つの典型である。

※租借条約の締結へ

パヴロフの報告によれば、3月に清国側に変化があった。ロシアから見れば責任ある交渉主体である李鴻章と張蔭桓が全権に任命され、3月20日、彼らとの会合があった。清国側は、旅順の譲渡に異議を唱えて、大連湾に限定すること。協定調印のための期間延長を請願した。パヴロフは二つとも拒否した⁴²⁾。

ポコチロフの報告によっても、ここから実質的な交渉が始まったとする。「3月23日に、私たちの代理公使 [パヴロフ] と清国諸大臣との会議で、清国人は引き延ばしを放棄し、私たちの要求の実質的審議に着手した。昨日 [23日] の会議は、3時間半以上継続、実質的に私たちのすべての要求は、清国人により受け入れられた。清国人は、パヴロフ氏が作成した条約において、いくつかとるに足らない変更を加えることを望んだだけであった。」

清国側の条件は次の4点である。

- ・租借地域の行政長官が、総督あるいは巡撫の称号を持たないこと。
- ・ロシアは、旅順における港湾建設に支出した金銭を清国国庫に償還すること。おおよそ300万両と評価される。
- ・計画されている鉄道路線が通過する地方における領土獲得の権利をロシアに与えないこと。
- ・租借の範囲内に、金州城を含めないこと。そこには副都統の住居があり、重要な行政的中心地である⁴³⁾。

さらに3月25日の会議では、旅順の港湾建設物に対する補償が条約の中では言及されないように清国が譲った。しかし金州城が租借地域に含まれないようにと清国側が強く主張していることが、ポコチロフにより報告さ

42) Телеграмма Павлова графу Муравьеву 9/21 марта 1898 г., там же, стр.112.

43) Донесение Покотилова Витте 12/24 марта 1898 г., там же, стр.114-116.

れている⁴⁴⁾。

補償の問題が棚上げされ、清国側が強く主張した金州城除外の問題がペテルブルクにおける交渉に先送りされれば、清国側の異議は名目的なものに関わるにすぎない。それゆえに、こののち大きな障害なしに交渉がまとまり、最悪の場合に備えられたロシア側の軍事力も無用となった。3月27日に租借に関する北京協定は調印された⁴⁵⁾。

この後いくつかの問題がペテルブルクにおける交渉に移される。そして5月7日に追加議定書が調印されることになる⁴⁶⁾。

44) Телеграмма Покотилова Витге 13/25 марта 1898 г., там же, стр.116-117.

45) なお、ロシア側からこの交渉の際に李鴻章らに賄賂が贈られたことは事実である。しかしその賄賂が交渉に与えた影響は、レンセンの指摘するように大きくないとするのが妥当である。ドイツやフランスの支持を受けた、ロシアの武力に抵抗するには、当時の清国は無力であった。George Alexander Lensen, *Balance of Intrigue International Rivalry in Korea and Manchuria 1884-1899*, Vol.2, Tallahassee, 1982, p.787.

北京協定の中において清国の主張が入れられた部分は次のとおりである。

第1条「この租借は、中華皇帝のこの領土に対する主権を侵害するものではない。」

第4条「この人物（租借地最高責任者）に総督または巡撫の称号を与えない」

「清国臣民が租借地内で罪を犯した場合、1860年北京条約の第8条に述べられているように、罪人は清国の法に従い裁判と処罰のために最も近くにある清国当局者のところに護送される。」

第7条「ロシア政府は、租借を許された領域、とりわけ旅順と大連湾において、自己の資金と勘定で、艦隊と陸軍に必要な建築物を建て、要塞を作り、そこに守備隊を維持し、一般的に言って、敵の攻撃からこの地域を防衛するためにあらゆる必要な手段をとる責任を負う。同様にロシア政府は、自己の勘定で、灯台や航行の安全のために必要な予防の標識を建てて維持することを義務とする。」

第8条「上記条件における鉄道建設に対する同意は、決していかなる形においても、清国領土侵略のための口実、あるいは清国主権の侵害にはなりえない。」

名目的なものが3か所である。残りはロシアがこれからの要塞港湾建設費を負担するという当たり前の条項。唯一第4条の後半をボコチロフは懸念している。おそらく清国当局者による植民地行政への介入につながる可能性を嫌っているであろう。（Донесение Покотилова Витге 19/31 марта 1898 г., там же, стр.130-132.）

46) 追加議定書の骨子は次の通りである。第一に、租借地の範囲と中立地帯の範囲。結果のみ記せば、租借地の範囲はクロバトキン案の通りである。中立地帯は、特別会議案に比べて、西岸に関して、その境界が南に移動している。「北限は、遼東半島西岸の蓋州河河口から始まり、南方の岫巖でとまり、大洋河まで、そしてその川の左岸に従いその河口に至るまで。河口は中立地帯に入る。」

※海軍の旅順に対する冷淡

例えば1897年11月26日の特別会議議事録（ウィッテ覚書）から明らかのように、ベテルブルクの海軍首脳は旅順・大連の意義に対して疑義を表していた。それと呼応するように極東の現場でも、海軍の現地責任者は同様の反応をしている。12月2日、太平洋艦隊司令官ドゥバソフ提督は、イギリスの旅順占領の噂に対して、朝鮮半島南岸巨済島占領により対抗しようとしているのである。

「パヴロフは北京から以下の様に打電している。完全な編成のイギリス艦隊が、芝罘において待機している、目的地は旅順のようである。私は、海相に対して、イギリスによる旅順占領に対して、馬山浦を含む巨済島の即時占領により応えることを提案した。それに対する命令を目下待っているものであり、それについてあなたに知らせる⁴⁷⁾。」

ムラヴィヨフ外相は、ロシア海軍のこのような行動を、海相を通じて抑えようとする。日本を刺激しないためである。

「極東における現在の政治的情勢から、日本の相当な疑惑を引き起こすかもしれない、朝鮮における私たちのあらゆる活動は、無条件に望ましくないと認められるべきである。これゆえ、ソウルにおける私たちの陸戦隊を陸上部隊に置き換えること、そして朝鮮への新しいロシアの軍事力派遣は時宜を得ない。現時点では、私たちは、日本とのもっとも友好的な関係を維持することに全力を尽くすべきである⁴⁸⁾。」

おそらく開港地の管口を中立地帯に含めないことが露清間で合意されたものと思われる。

第二に、金州城の問題である。清国の抵抗にも関わらず、金州城は租借地に含められた。ただし自治が認められ、一定数の警官の保持も認められた。

第三に、清国が懸念を表明した旅順または大連以外の鉄道支線の終点、すなわち協定第8条の「(鉄道支線は) 必要と思われる場合、同じ本線の駅から、黄海沿岸営子から鴨緑江河口までの間における別の適当な地点まで敷設される」という箇所が、追加議定書では取り除かれ、協定第8条の意義が修正された。最終的には7月6日の鉄道協定で終点は大連湾となる。

47) Из телеграммы Ф.В. Дубасова А.Н. Шпейеру 20 ноября/2 декабря 1897 г.

48) Письмо графа Муравьева П.П. Тыртову 6/18 января 1898 г., там же, стр.84-85.

ローゼン（Розен Роман Романович）駐日公使はドゥバソフ提督に対して、ロシアの旅順・大連租借を考慮して、対日友好路線が必要と説く。第一に、当時ロシアは、朝鮮に財政顧問や軍事顧問を派遣したが、ロシアのこのような影響力を強める政策にもかかわらず、この政策は朝鮮の領有につながらないとの見通しを断言する。さらに、朝鮮領有のためには当時のロシアの能力を超える軍事力が必要ということを指摘する。

第二に、ロシアの政策の方向性が満州＝旅順・大連に切り替わったのであるから、そのために力を集中し、日本との衝突を避けることを留意すべきであるということである。

「満州で、私たちに実行が迫っている課題は、巨大である。長期間にわたりそれを実行することは、私たちの全力と全注意力の緊張と集中を必要とし、いかなる原因であれ、私たちの非常に強力なアジアの隣国、日本との衝突を入念に避けるという義務を課すであろう⁴⁹⁾」

ここにロシアの朝鮮政策の転換と旅順・大連租借のリンクが明示される。ドゥバソフは納得したであろうか。

1898年2月24日、すでに艦隊を率いて旅順にいたドゥバソフは在韓露代理公使シペイエル（Шпейер Алексей Николаевич）に宛てて次のように書く。「今旅順で二週間を過ごし、この獲得物の意義を十分知った後において、私は、この方向への私たちの歩みがいかに誤っているか、それは朝鮮問題の合理的で正しい決定に対していかに破滅的に影響しうるのかを私は益々確信するに至った⁵⁰⁾。」

ドゥバソフは朝鮮におけるロシアの影響力を拡張するシペイエルの政策に共感している。そしてドゥバソフは旅順獲得を誤りとこの時点で明言している。

さらには3月14日、ロシアと清国の交渉がたけなわのときに、ドゥバソフは海相に対して旅順に関する報告を行っている。すなわち、旅順は清国にとっては威海衛とともに、北京を防衛する重要な海軍基地である。だ

49) Из письма барона Розена Дубасову в Порт-Артур 11/23 февраля 1898 г., там же, стр.87-88.

50) Из письма Дубасова Шпейеру 12/24 февраля 1898 г., там же, стр.88.

が、ロシア軍のための障地として、旅順は全く要求に対応しない。第一に、それは交通の隘路にある。旅順は「シベリア、清国、朝鮮、日本との間の交通路の隘路である、朝鮮海峡の中心から550マイルのところであり、海峡を監視することができないのである。ましてやこの交通路を支配することはできない。」

第二に、旅順は、ロシアにとっての「自然の防衛ライン」からそれっていて海軍拠点として機能しえない。

「(旅順は)日本沿岸に沿っている私たちの自然の防衛ラインから離れていて、そこから600から1,000マイルの距離にあり、この沿岸に沿った私たちの海軍作戦のための拠点として機能しえず、敵の攻撃に対して完全に無防備のままである。とりわけ、釜山を経由する日本の朝鮮全南東沿岸占領の場合、全く無防備なままなのである、私たちの主敵、日本の北部の港から600から1,200マイルの距離にあるので、旅順における私たちの艦隊は、日本艦隊の朝鮮沿岸あるいは私たちの沿岸に対する攻撃を阻止して脅かす可能性を完全に奪われることになるだろう。」

第三に旅順がウラジオストクから遠く切り離されていることが問題である。

「最後に、私たちの主要基地、ウラジオストクから1,080マイルの距離に位置する旅順は、そこから完全に切り離されたままである。なぜならば、一方においては交通線には、中間の拠点が無いからである。他方においては、全線にわたり日本艦隊の攻撃を受ける恐れがあるからである。旅順とシベリア鉄道との連絡は、これらの不都合を取り去らない。しかも、鉄道網の相当の発展を前提してのみ、連絡が行われ、有効になるのである。このことは直ぐにはおこなわれないのである⁵¹⁾」

このようにロシア海軍の現地責任者は、旅順租借のプロセスにおいても、それに対する問題点をあからさまに表明し続けている。しかしその不満はロシアで汲みとられることはなく、外相主導で皇帝の支持のもと租借がおこなわれる。そのせいであろうか、この後においてもロシア海軍は、

51) Телеграмма Дубасова Тыртову 2/14 марта 1898 г., там же, стр.105-108.

馬山で活動を継続して、日本を苛立たせる。

※結びに代えて、あるいはウィッテの言い訳

ウィッテは旅順・大連租借条約を「最も不幸な結果をもたらすことになる、比類なき背信行為」と呼んだ⁵²⁾。ロシアは、清国と同盟条約を結んだにも関わらず、ドイツの膠州湾占領に際して、清国の求めに応じてドイツに対抗せず、旅順を占領したという意味である。そして『回想録』においてはその責めを一手にムラヴィヨフ外相に負わせている。

1900年夏、清国北部や満州では義和団が猖獗をきわめて、北京が包囲されようとしていた。そのころ、この混乱の責任を負うのは自分ではないことを示すために、ウィッテは、例の1897年11月26日の特別会議議事録を主要人物に回覧して、その中において、彼が旅順占領にあくまで反対をしたことを想起した。それに対する返答が断片も含めて3通史料集に収められている。

おそらくウィッテが最も欲した答えを与えたのは、国家評議会議員であったロブコ（Лобко Павел Львович）であろう。

「1897年11月14日、私たちの軍隊による旅順占領についての問題を皇帝議長との会議で審議した際、あなたはなんと驚くべき理解と予言を述べたことか。それは歩哨の警告の呼びかけに似ていて、しかるべき影響を与えたのだ。しかし、遺憾ながら、次の瞬間に慎重さを欠いた軽率さのために別の決定がなされ、そして今やあなたが予言した銃声が連鎖して生じたのであり、その結果を予言や考察することは不可能であるが、ともかくもロシアにとっては極めて重いものである⁵³⁾。」

他方、ウィッテに対して厳しい見解を述べたのは、特別会議に陸相として参加していたヴァンノフスキー（Ванновский Петр Семенович）将軍である。将軍には、ウィッテと同様に、義和団がもたらした混乱の責任問題が念頭にある。

52) Витте Сергей Юрьевич, Воспоминания т.2, стр.136.

53) Письмо П. Л. Лобко С. Ю. Витте 12/15 августа 1900 г., там же, стр.496-498.

「私は、この原因は旅順であるというあなたの意見に同意することができない。その原因と私が考えるのは、ドイツ、フランス、イギリスの侵略であり、ロシアによる満州侵略、そこに鉄道を敷設したことである。あなたは、清国人は非常に愚かであり、私たちが信じていると考えたのではなかったか。彼らは非常によく以下のことを理解している。鉄道建設後も協定を遵守するということは擬制で、80年後、彼らは鉄道所有権を受け取れないだけでなく、鉄道と私たちの国境の間の全土地を奪われるということである⁵⁴⁾。」(1900年7月10日付)

ウィットが旅順占領をすべての原因とすることに異を唱えて、満州に鉄道を敷設したことも一因であると、ウィットの「平和的浸透」の意図が清国人に見抜かれて、反感をかっている可能性を指摘している⁵⁵⁾。

三つめは、同じく海相として会議に参加したトイルトフ提督のものである。彼は議事録の内容をおおむね肯定するが、遺漏を一つ指摘する。海軍の見解が漏れているというのである。

「私は、海軍省の必要性にとって旅順の適切さと満足度に対して疑問を述べ、朝鮮の南東地域に港湾をその当時獲得することができなかった際に、個人ならびに提督の見解として、以下のことを述べた。当面、旅順の港を占領しない方がよいと。私たちは2～3年、艦隊のための基地としてウラジオストクを利用することができ、将来において朝鮮における港湾を獲得する可能性の方を好むということである⁵⁶⁾。」(7月7日付)

この時点においても、当時の海相から旅順租借に対する疑問が再度表明されたわけである。旅順において、ロシアは莫大な金額を投資し軍港と要

54) Записка Витте о совещании 15/27 ноября 1897 г., там же, стр.71.

55) さらに東清鉄道の警備に関して、陸軍省の見解が無視されたことが批判される。「鉄道建設が決定されてから、それを現実的に警備する方策を取る必要があった。数千露里にわたる警備制度は、害以外に、いかなる利益をもたらさないということは誰にも知らされていなかった。しかもこのような重要な問題において、陸軍省は排除されていた。陸軍省には、一部の特権と陸軍大佐ゲングロスの（警備責任者としての）任命に障害がないことに対する同意が求められただけで、警備隊をいかに構築するのがよいかということについて、陸軍省に尋ねることは、余計であるとみなされた。」

56) Там же.

塞を整備することとなり、さらにはそこをめぐって日本との持久的戦闘がおこなわれ、その陥落がロシアの屋台骨を揺るがすことになるのであるから、この見解は皮肉なものに聞こえる。当時の海軍責任者が必要としないと断言していたのが旅順なのである。しかし海軍の責任者が熱望していた朝鮮半島南東を確保すれば、今度は日本との関係が直ちに悪化するであろう。他方、ウイッテから極東の混乱の責任を一手に押し付けられているムラヴィヨフは、旅順・大連の租借にあたり日本との友好関係を維持するために、海軍の朝鮮における活動をやめさせていることはすでに確認した。ロシアの極東政策を、白黒はっきりさせて描くことの危うさがここに確認できたのである。

会員業績

(2019年10月～2020年9月)

石川 武敏

辞事典項目 「本間一夫」の項、日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編『図書館情報学用語辞典 第5版』、2020年8月、丸善出版.

小林 泉

論文 (単著) 「南洋群島と日本による委任統治」、『島嶼研究ジャーナル』島嶼資料センター刊、第9巻1号 (2019年11月)、6～27頁.

論文 (単著) 「インド太平洋構想と太平洋島嶼国」、平和・安全保障研究所編『コロナが生んだ米中「新冷戦」・変容する国際関係』、2020年8月、朝雲新聞社、26～33頁.

評論 (単著) 「今夏はフィジーで中間閣僚会合」、『パシフィック ウェイ』太平洋協会刊、155号 (2020年2月)、1頁.

評論 (単著) 「島嶼諸国にも及ぶコロナ禍」、『パシフィック ウェイ』太平洋協会刊、156号 (2020年8月)、1頁.

永田 雄次郎

随筆 (単著) 「波に揺らぐ『もみじ葉』 - 業平『ちはやぶる』の歌に寄せて -」『紫明』(紫明の会)、第46号 2020年3月、12～16頁.

根無 喜一

論文 (単著) 「明治時代の挿絵」『大阪学院大学通信』第51巻第4号 2020年7月.

講演 「ヴェルサイユ講和会議における牧野伸顕と日本外交」、岸和田ロータリークラブ〔泉州の明日を考える会〕、於：岸和田市沼町天神社会議場、2020年9月20日.

根無 新太郎

博士学位論文 「清末帝都防衛考 - 首都防衛からみた中央と地方 -」京都府立大学、2020年3月.

論文 (単著) 「『大兵雲集』下の首都防衛について - 日清戦争期における督辦軍務處を中心に -」『東洋史研究』第78巻第4号、114～145ページ、2020年3月.

研究発表 (単独) 「日清戦後、清朝首都防衛の継続と変質について」、若手アジア史論壇・関西支部、2018年10月6日.

研究発表（単独）「清末首都防衛考」、2019年度第4回NIHU-北東アジア研究会、2019年10月19日、島根県立大学.

書評（単著）「宮古文尋著『清末政治史の再構成－日清戦争から戊戌政変まで－』、『東アジア近代史』 23号、116～119ページ、2019年6月.

大阪学院大学国際学学会会則

- 第1条 本会は大阪学院大学国際学学会と称する。
- 第2条 本会の事務所は大阪学院大学図書館内におく。
- 第3条 本会は本学の設立の趣旨にもとづいて、国際学すなわち政治、経済および文化の国際的視野における研究を通じて、日本の進展と世界との交流に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は次の事業を行う。
1. 機関誌「大阪学院大学国際学論集」の発行
 2. 研究会、講演会および討論会の開催
 3. その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 第5条 本会の会員は次の通りとする。
1. 大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部の専任教員で、本会の趣旨に賛同する者
 2. 本会の趣旨に賛同し、役員会の承認を得た者
- 第6条 会員は本会の事業に参加し、本会の機関誌その他の刊行物の配布をうけることができる。
- 第7条 本会には次の役員をおく。任期は2年とし、再選を妨げない。
1. 会長 1名
 2. 副会長 1名
 3. 庶務委員 2名
 4. 編集委員 4名
- 第8条 会長、副会長ならびに委員は会員の選出とし、総長がこれを委嘱する。
- 第9条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
副会長は会長を補佐する。役員は役員会を構成し、本会の企画・運営にあたる。
- 第10条 会長は役員会を招集して、その議長となる。
- 第11条 総会は年1回これを開く。ただし、必要あるときは会長が臨時に招集することができる。
- 第12条 本会の経費は大阪学院大学からの交付金のほかに、有志からの寄付金、その他の収入をもってあてる。
- 第13条 各学会の相互の連絡調整をはかるため「大阪学院大学学会連合」をおく。本連合に関する規程は別に定める。
- 第14条 会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
- 第15条 本会会則の改正は総会の議を経て総長の承認を得るものとする。

附 則

1. この会則は、平成2年10月1日から施行する。
2. この会則は、平成5年4月1日に改正し、施行する。
3. この会則は、平成13年4月1日に改正し、施行する。
4. この会則は、平成24年4月1日に改正し、施行する。
5. この会則は、平成25年4月1日に改正し、施行する。

以上

CONSTITUTION OF THE
INTERNATIONAL STUDIES ASSOCIATION OF
OSAKA GAKUIN UNIVERSITY

- Article I. The name of this association shall be the International Studies Association of Osaka Gakuin University, hereinafter referred to as ISA.
- Article II. The office of ISA shall be located in the library of Osaka Gakuin University.
- Article III. The purpose of ISA is to contribute to the development of Japan and its relations with the world, through research in international studies, that is, research in politics, economics, and culture from an international perspective, in accordance with the founding principles of this university.
- Article IV. ISA shall conduct the following activities:
1. Publish a journal, *International Studies: the Journal of the International Studies Association of Osaka Gakuin University*.
 2. Hold study meetings, lectures and forums.
 3. Other activities necessary to fulfill the objectives of the organization.
- Article V. Membership in ISA is open to:
1. Full-time faculty members of Osaka Gakuin University and Osaka Gakuin University Junior College who support the objectives of ISA.
 2. Any other person who supports the objectives of ISA and is approved by the Executive Committee.
- Article VI. Members are eligible to participate in ISA activities and receive the journal and other ISA publications.
- Article VII. The officers of ISA shall be a President, a Vice President, two executive secretaries, and four editorial staff. The term of office shall be two years, and reelection to office shall be permitted.
- Article VIII. The officers shall be elected by and from the membership of ISA, and commissioned by the Chancellor of the university.
- Article IX. The President shall represent ISA and supervise its affairs. The Vice President shall assist the President. The officers shall form an Executive Committee to administer the association and plan its activities.
- Article X. The President shall summon and preside over meetings of the Executive Committee.
- Article XI. The general assembly of ISA shall be held once every academic year. The President may also call special meetings when necessary.
- Article XII. The expenses of ISA shall be met by grants from Osaka Gakuin University, donations, and other income.
- Article XIII. Liaison with other academic societies shall be maintained through the *Federation of Academic Societies of Osaka Gakuin University (Osaka Gakuin Daigaku Gakkai Rengō)*.
- Article XIV. The fiscal year shall begin on April 1 of each year, and end on March 31 of the following year.
- Article XV. This constitution may be amended by motion at a general assembly, to be approved by the Chancellor.

大阪学院大学国際学論集投稿規程

1. 投稿論文（翻訳を含む）は国際学に関するもので未発表のものであること。
2. 投稿資格者は、原則として本学国際学学会の会員に限る。ただし、次の場合は会員でない者も役員会の議を経て掲載することがある。
 - (1) 本会会員と共同執筆の者
 - (2) 本会会員の推薦がある者
 - (3) 本学大学院博士課程の院生で、指導教員の推薦がある者
3. 原稿用紙は本学の200字詰用紙を原則として横書きにし、枚数は原則として80枚を限度とする。また、ワードプロセッサ等による原稿の取扱も字数においてこれに準ずる。

欧文の場合は原則としてタイプ用紙に30行で30枚とする。
4. 原稿は、
 - ア. 論説
 - イ. 研究ノート
 - ウ. 資料
 - エ. 書評に区分して投稿し、いずれにも必ずレジюме（英語、独語、仏語のどれかに依るもの）を付けることとする。但し、外国語で書かれた論説・研究ノートの場合は、日本語のレジюмеも可とする。
5. 論説および研究ノートについて査読を行い、掲載の可否については編集委員会が決定する。なお、出版時には原稿受理および掲載決定の日付を明記する。
6. 発行は原則として、前期と後期の2回とし、6月、12月とする。年間ページ数は450ページ以内とする。
7. 抜刷は40部を無料進呈し、それを超えて希望する場合は編集委員会で超過分の額を決める。
8. 投稿され掲載された成果物の著作権は、著作者が保持する。

なお、出版権、頒布権については大学が保持するため、論文転載を希望する場合は、学会宛に転載許可願を提出願うこととする。
9. 投稿された論文の著作者は、当該論文を電子化により公開することについて、複製権および公衆送信権を大学に許諾したものとみなす。大学が複製権および公衆送信権を第三者に委託した場合も同様とする。

この規程は、平成25年4月1日から適用する。

大阪学院大学国際学論集執筆要領

1. 原稿は最終稿とし、校正の段階でページ替えとなる加筆や削除をしない。
2. 邦文原稿の挿入欧文は、ワードプロセッサ等に依るか、明瞭な活字体で書くかする。
3. できるだけ現代かなづかいと常用漢字を用いる。
4. 印刷字体やその他印刷上のスタイルについては、編集委員に一任する。
5. 脚注はまとめて本文の末尾に置く。
インデックス番号は上つきとして片括弧〔例・・・4〕を用い、通しナンバーとする。
6. 図や表の必要の場合は別紙に書いて1枚ごとに番号と執筆者名を記入し、本文中の挿入箇所を指示する。説明文は別紙にまとめる。
7. 自分でスミ入れして完成させた原図や写真の場合は、厚手の台紙に貼りつけて、希望の縮尺を記入すること。
8. 執筆者校正は2校までとし、何校目かを朱筆する。2校以前で校了してもよく、その場合は責了と朱筆する。
9. 次の場合は、必要経費の一部が執筆者負担となることがあるので特に注意されたい。
ア. 校正の際、内容に大きな変更を来たさないものの、やむをえず組み換えがなされたとき
イ. 特殊な印刷などによって通常の印刷費をひどく上まわったとき
10. 原稿の提出期限は原則として3月末と9月末とする。
11. 原稿の提出先は編集委員宛とする。
12. 原稿提出票を必ず添付する。原稿用紙と提出票は図書館事務室に申し出て受け取る。

以上

2020年度 大阪学院大学国際学学会会員 (2020年12月31日現在)

石川 武敏	伊田 行秀	井上 専
S.ギニャール	黒田 泰司	小林 泉
N.M.シャクルトン	瀬岡 誠	瀬川 真平
永田 雄次郎	根無 新太郎	(50音順)

大阪学院大学国際学学会役員

会長	根無 喜一	編集委員	尾崎 庸介
副会長	広野 好彦		近松 明彦
庶務委員	中 則夫		三輪 信哉
	松本 芳明		山口 悟

執筆者紹介 (掲載順)

根無 新太郎	(法学部 講師)
広野 好彦	(国際学部 教授)

国 際 学 論 集

第31卷第1・2号

2020年12月31日 発行

発行兼編集者

大阪学院大学国際学学会

代表 根無 喜一

〒564-8511 大阪府吹田市岸部南二丁目36番1号 phone 06-6381-8434(代)

印 刷

大枝印刷株式会社

〒564-0031 大阪府吹田市元町28番7号 phone 06-6381-3395

INTERNATIONAL STUDIES

VOL. 31, NO.1, 2

DECEMBER 2020

Contents

Articles

- The Huai-jun Garrison in the Capital's Outer Defenses: Focusing on the Relationship between the Imperial Court and the Sheng-jun from 1870
..... NENASHI SHINTARO — 1
- One aspect of the lease of Port Arthur and Dalny by Russia
..... HIRONO YOSHIHIKO — 31
- Publications and News of the Members** 59